

介護保険事業者 指定申請等の手引き

短期入所生活介護
介護予防短期入所生活介護
(シヨートスティ)

令和3年11月

滋賀県

目 次

次

1. 指定基準総論
 - 1) 関係法令等
 - 2) 指定を受けるにあたつての留意事項
 - 3) 事業者指定の単位について
 - 4) 用語の定義
 - 5) 指定居宅サービスと指定介護予防サービス等の一体的運営等について
- P 1
P 1
P 1
P 2
P 3

2. 指定基準各論（短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護）

- 1) 新規指定
 - ア) 必要な人員、設備および運営等の概要
 - ① 人員基準の概要
 - ② 設備基準の概要
 - ③ 運営基準の概要
 - イ) 指定申請書類
 - 1) 変更、廃止、休止、再開の手続き
- P 5
P 9
P 16
P 36
P 37

3. 介護報酬算定に係る体制等に関する届出

4. 体制
 - ・様式第1号 指定申請書 P44
 - ・付表8-1/8-2/8-3 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業者の指定に係る記載事項 P48
 - ・別添 指定（許可）申請に係る添付書類一覧 P52
 - ・参考様式1 従業者の体制及び勤務形態一覧表 P53
 - ・参考様式1-2 経歴書 P54
 - ・参考様式2 平面図 P56
 - ・参考様式2-2 事業所の部屋別施設一覧表 P58
 - ・参考様式3 事業所の設備等に係る項目一覧表 P59
 - ・参考様式4 利用者からの苦情を処理するため講ずる措置の概要 P61
 - ・参考様式6 諸約書 P63
 - ・様式第3号 変更届出書 P66
 - ・様式第3号の2 事業の再開届出書 P68
 - ・様式第4号 事業の廃止・休止届出書 P69
 - ・別紙2 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書＜指定事業者用＞ P70
 - ・別紙1 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書＜居宅サービス＞ P71
 - ・別紙1-2 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書＜予防サービス＞ P73
 - ・別紙9-2 看護体制加算に係る届出書 P75
 - ・別紙12-4 サービス提供体制強化加算に関する届出書 P76
 - ・サービス提供体制強化加算算定表 P77
 - ・サービス提供体制強化加算算定表（別紙） P78
 - ・夜勤職員配置加算算定表・別紙 P79
 - ・別紙22 テクノロジーの導入による夜勤職員配置加算に係る届出書 P81
 - ・認知症専門ケア加算に係る算定要件確認表 P82
5. 「介護サービス情報の公表」制度について P 8 4
6. 滋賀県ホームページの利用について P 8 6
7. 指定申請書の提出先および制度に関する問い合わせ先 P 8 8

1. 指定基準総論

1) 関係法令等

- ・介護保険法（平成9年法律第123号）
- ・介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）
- ◇指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）=（この冊子において「居宅指定基準」という。）
- ◆指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）=（この冊子において「予防指定基準」という。）
- ☆指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年老企第25号）=（この冊子において「居宅等基準通知」という。）

2) 指定を受けるにあたっての留意事項

- 基準は、指定居宅サービスの事業がその目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定居宅サービス事業者（介護予防サービスも含む。以下同じ。）は、常にその事業の運営の向上に努めなければならぬこと。
- 指定居宅サービスの事業等を行う者又は行おうとする者が満たすべき基準等を満たさない場合には、指定居宅サービスの指定又は更新は受けられず、また、基準に違反することが明らかになった場合には、
 - ①相当の期間を定めて基準を遵守するよう勧告を行い、
 - ②相当の期間内に勧告に従わなかつたときは、事業者名、勧告に至った経緯、当該勧告に対する対応等を公表し、
 - ③正当な理由が無く、当該勧告に係る措置を探らなかつたときは、相当の期限を定めて当該勧告に係る措置を探るよう命令することができる。
- また、③の命令をした場合には事業者名、命令に至った経緯等を公示しなければならない。なお、③の命令に従わない場合には、当該指定を取り消すこと、又は取消しを行う前に相当の期間を設けて指定の全部若しくは一部の効力を停止する（不適正なサービスが行われていることが判明した場合、当該サービスに関する介護報酬の請求を停止させる）。
- ただし、次に掲げる場合には、基準に従つた適正な運営ができなくなつたものとして、直ちに指定を取り消すこと又は指定の全部若しくは一部の効力を停止する。
 - ① 次に掲げるときその他の事業者が自己の利益を図るために基準に違反したとき
 - イ 指定居宅サービスの提供に際して利用者が負担すべき額の支払を適正に受けなかつたとき
 - ロ 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与したとき
 - ② 利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき
 - ③ その他①及び②に準ずる重大かつ明白な基準違反があつたとき

3) 事業者指定の単位について

事業者の指定は、サービス提供の拠点ごとに行う。

4) 用語の定義

○「常勤」

当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうものである。ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間を30時間として取り扱うことが可能である。また、同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務と同時に並行的に行われる常勤の従業者が常勤の従業者が勤務する事例を考えてみると、常勤の要件を満たすものである。また、従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件が満たすことである。

○「常勤換算方法」

当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数に換算する方法をいう。ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条第1項に規定する措置（以下「母性健康管理措置」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第23条第1項、同様第3項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置（以下「育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数をみたしたものとし、1として取り扱うこととする。

○「勤務延時間数」

勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置付けられている時間の合計数とする。なお、従業者一人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。

○「専ら従事する」「専ら提供に当たる」

原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものである。

○「前年度の平均値」

① 基準第121条第3項の指定短期入所生活介護に係る生活相談員、介護職員又

は看護職員の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法における「前年度の平均値」は当該年度の前年度（毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。以下同じ。）の平均を用いる。この場合、利用者数等の平均は、前年度の全利用者等の延数を当該前年度の日数で除して得た数とする。この平均

② 新たに事業を開始し、若しくは再開し、又は増床した事業者又は施設においては、新設又は増床分のベッドに関する限り、前年度において1年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の利用者数等は、新規又は増床の時点から6月末満の間は、便宜上、ベッド数の90%を利用者数等とし、新設又は増床の時点から6ヶ月以上1年未満の間は、直近の6月における全利用者等の延数を6月間の日数で除して得た数とし、新設又は増床の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間ににおける全利用者等の延数を1年間の日数で除して得た数とする。

また、減床の場合には、減床後の実績が3月以上あるときは、減床後の利用者数等の延数を延日数で除して得た数とする。ただし、短期入所生活介護については、これらにより難い合理的な理由がある場合には、他の適切な方法により利用者数を推定するものとする。

5) 指定居宅サービスと指定介護予防サービス等の一体的運営等について

指定居宅サービスに該当する事業を行う者が、指定介護予防サービスに該当する各事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅サービスと指定介護予防サービスの各事業者が同じ事業所で一体的に運営されている場合については、介護予防における各基準を満たすことによって、基準を満たしているとみなすことができる。
なお、居宅サービスと介護予防サービスを同一の拠点において運営されている場合であっても、完全に体制を分離して行われており、一体的に運営されていると評価されない場合には、人員についても設備、備品についてもそれが独立して基準を満たす必要がある。

2. 指定基準（短期入所生活介護・介護予防短期入所介護）

【短期入所生活介護：従来型】居宅指定基準第100条
指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業は、要介護状態となつた場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

【介護予防短期入所生活介護：従来型】予防指定基準第128条
指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もつて利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

【短期入所生活介護：ユニット型】居宅指定基準第140条の3
ユニット型指定短期入所生活介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅において利用者の生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

【介護予防短期入所生活介護：ユニット型】予防指定基準第153条
ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もつて利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

※ユニット型指定（介護予防）短期入所生活介護の事業
指定（介護予防）短期入所生活介護の事業であって、その全部において少數の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに利用者の日常生活が専まれ、これに対する支援が行われるものをいう。

1) 新規指定

ア) 必要な人員、設備および運営の概要

① 人員基準の概要

項目	基準の概要	根拠
従業者の員数	<p>◇◆事業所ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。</p> <p>1 医師： 1人以上</p> <p>2 生活相談員：常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上</p>	<small>居宅指定基準第12条第1項 cf. 予防指定基準第20条第1項</small>
	<p>☆ 生活相談員については、特別養護老人ホームの設営および運営に関する基準第5条第2項に定める生活相談員に準ずるものとする。 → 生活相談員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。（※）</p> <p>*①社会福祉主任用資格を有する者（社会福祉士、精神保健福祉士、いわゆる三科目主事等）</p> <p>②介護支援専門員または介護福祉士の資格を有する者のうち、①と同等以上の能力を有する者として事業者が認める者</p>	<small>居宅等基準通則第3の八 ⑩(2)</small>
3 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下「看護職員」という。）：常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1人以上	<small>居宅指定基準第21条第1項 cf. 予防指定基準第19条第1項</small>	
4 栄養士： 1人以上	<p>ただし、利用定員が40人を超えない事業所にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該事業所の効果的な運営を期待することができの場合であって、利用者の待遇に支障がないときは、置かないことができる。</p> <p>☆ 「他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の待遇に支障がないとき」とは、隣接の他の社会福祉施設や病院等の栄養士との兼務や地域の栄養指導員との連携を図ることにより、適切な栄養管理が行われている場合である。</p>	<small>居宅等基準通則第3の八 ⑩(4)</small>
5 機能訓練指導員： 1人以上		
6 調理員その他の従業者： 当該事業所の実情に応じた適当数		

項目	基準の概要	根拠
従業者 員数	<p>◇◆特別養護老人ホームであって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所生活介護の事業を行うものに置くべき前項各号に掲げる短期入所生活介護従業者の員数は、同項の規定にかかわらず、これらの従業者について利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における老人福祉法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。</p> <p>※ 特別養護老人ホーム：老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。</p>	居宅指定基準第12条第2項 cf.予防指定基準第10条第2項
	<p>◇◆利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。</p>	居宅指定基準第12条第3項 cf.予防指定基準第10条第3項
	<p>◇◆併設事業所については、老人福祉法、医療法（昭和23年法律第205号）又は法に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、第一項各号に掲げる短期入所生活介護従業者を確保するものとする。</p> <p>※ 併設事業所：特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設）に併設される指定短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの。</p>	居宅指定基準第12条第4項 cf.予防指定基準第10条第4項

居宅等基準通知第30の八
①⑩(1)②

- ☆併設事業所については、
 - イ 「特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われる」とは、併設本体施設の事業に支障が生じない場合で、かつ、夜間ににおける介護体制を含めて指定短期入所生活介護を提供できる場合である。
 - ロ 医師、栄養士及び機能訓練指導員については、併設本体施設に配置されている場合であって当該施設の事業に支障を来さない場合は業務させて差し支えない。

項目	基準の概要	根拠
従業者の員数	<p>ハ 生活相談員、介護職員及び看護職員の員数については、併設されているのが特別養護老人ホームである場合には、特別養護老人ホームとして確保すべき員数と指定短期入所生活介護事業所として確保すべき員数の合計を、特別養護老人ホームの入所者と移設事業所の利用者の数とを合算した数について常勤換算方法により必要とする従業者の数とするものである。</p> <p>例) 入所者50人、利用者10人の場合の看護・介護職員の員数 $(50 + 10) \div 3 = 20$人となる。 $50 \div 3 = 17$（端数切り上げ）と$10 \div 3 = 4$（端数切り上げ）の合計で21人となるのではない。</p> <p>二 併設されているのが特別養護老人ホームでない場合も、従業者の員数の計算上、特別養護老人ホームの場合と同様の端数の処理を行うことができるものとする。</p> <p>例) 特定施設に併設されている場合</p> <p>特定施設入居者生活介護の利用者が110人、短期入所生活介護の利用者が20人である場合の生活相談員の員数は、$110 + 20 = 130$人について計算するため、合計で2人ということになる。</p> <p>◇◆生活相談員のうち1人以上は常勤でなければならない。また、介護職員又は看護職員の1人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあっては、この限りでない。</p> <p>◇◆事業者は看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応して必要がある場合には、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション（併設事業所にあっては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等を含む。）との密接な連携により看護職員を確保することとする。</p>	<p>居宅指定基準第21条第5項 <small>cf. 予防指定基準第10条第5項</small></p> <p>居宅指定基準第21条第6項 <small>cf. 予防指定基準第10条第6項</small></p>

	<p>◆機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該事業所の他の職務に従事することができる。</p> <p>☆ 「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)とする。ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事等を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行つても差し支えない。</p>	<small>居宅指定基準第101条第6項 cf.予防指定基準第92条第6項</small>
項目	<p>◆事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>☆ 管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものである。ただし、以下の場合であつて、事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。</p> <p>①短期入所生活介護従業者としての職務に従事する場合</p> <p>②同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合(ただし、併設される訪問系サービスの事業所のサービス提供を行う従業者との兼務は一般的には管理業務に支障があると考えられるが、訪問系サービス事業所における勤務時間が極めて限られている職員の場合には、例外的に認められる場合もある。)</p>	<small>居宅指定基準第30条第101条 cf.予防指定基準第101条第10(5)</small>

②-1 設備・備品等基準等の概要〔従来型〕

項目	基 準 の 概 要	根 拠
利用定員等	<p>◇◆利用定員は、20人以上とし、指定短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。ただし、第121条第2項の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあってはこの限りでない。</p>	居宅指定基準第27条第1項 of. 予防指定基準第31条 第1項
設備及び備品等	<p>◇◆併設事業所の場合又は指定短期入所生活介護事業所ヒユニット型指定短期入所生活介護事業所とが併設され一体的に運営される場合であって、それらの利用定員の総数が20人以上である場合にあっては、前項本文の規定にかかわらず、その利用定員を20人未満とすることができる。</p> <p>☆ 建物（利用者が身体的、精神的に障害を有する者であることに鑑み、利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物でなければならない。ただし、利用者の日常生活に充てられる場所を2階以上の階及び地階のいずれにも設けていない建物等にあっては、同条第9号の3に規定する準耐火建築物とすることができる。</p> <p>◇◆次の各号に掲げる設備を設けるとともに、指定短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等および当該指定短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等および当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室、便所、洗面設備、静養室、介護職員室および看護職員室を除き、これらの設備を設けないことができる。</p>	居宅指定基準第27条第1項 of. 予防指定基準第31条 第2項 居宅等基準通則第3の八〇.2〇(2) 第1項
	1 居室 6 洗面設備 11 看護職員室 2 食堂 7 医務室 12 調理室 3 機能訓練室 8 静養室 13 洗濯室又は洗濯場 4 浴室 9 面談室 14 汚物処理室 5 便所 10 介護職員室 15 介護材料室	居宅指定基準第14条第3項 of. 予防指定基準第32条 第3項

項目	基準の概要	根拠
設備及び備品等	<p>◇◆併設事業所の場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該併設事業所及び当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」）といふ。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設の前項各号に掲げる設備（居室を除く。）を指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。</p>	居宅指定基準第124条第4項 cf.予防指定基準第13条第4項
	<p>◇◆第121条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあっては、第3項及び第7項第1号の規定にかかわらず、老人福祉法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。</p>	居宅指定基準第124条第5項 cf.予防指定基準第13条第5項
	<p>◇◆設備の基準は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 居室 <ul style="list-style-type: none"> イ 1の居室の定員は、4人以下とすること。 ロ 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。 ハ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。 2 食堂及び機能訓練室 <ul style="list-style-type: none"> イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。 ロ イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行いう際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。 	居宅指定基準第124条第6項 cf.予防指定基準第13条第6項
3 浴室	要介護者が入浴するのに適したものとすること。	
4 便所	要介護者が使用するのに適したものとすること。	
5 洗面設備	要介護者が使用するのに適したものとすること。	

項目	基準の概要	根拠
設備及び 備品等	<p>☆ 便所等面積又は数の定めのない設備については、それぞれの設備の持つ機能を十分に發揮し得る適當な広さ又は数を確保するよう配慮するものとする。</p> <p>◇◆上記に規定するもののほか、指定短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。 階段の傾斜を緩やかにすること。 消火設備その他非常災害に際して必要な設備を設けること。 <p>☆ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備とは、消防法その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確實に設置しなければならないものである。</p> <p>5 居室、機能訓練室、食堂、浴室および静養室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。 ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。</p> <p>☆ 設置する傾斜路は、利用者の歩行および輸送車、車椅子等の昇降並びに災害発生時の避難、救出に支障がないようその傾斜はゆるやかにし、表面は、粗面又はすべりにくい材料で仕上げるものとする。</p> <p>☆ 調理室には、食器、調理器具等を消毒する設備、食器、食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けるものとする。</p>	<p>居宅等基準通知第3の八〇の(5)</p> <p>居宅等基準通知第3の八〇の(7)</p> <p>居宅等基準通知第3の八〇の(8)</p> <p>居宅等基準通知第3の八〇の(6)</p> <p>居宅等基準通知第3の八〇の(1)</p> <p>居宅等基準通知第3の八〇の(3)</p>

項目	基準の概要	根拠
設備及び備品等	<p>☆ 汚物処理室は、他の設備と区別された一定のスペースを有すれば足りるものである。</p> <p>☆ 焼却炉、浄化槽その他の汚物処理設備及び便槽を設ける場合には、居室、静養室、食堂及び調理室から相当の距離を隔てて設けるものとする。</p>	<p>居宅等基準通知第3の八 の2の(9)</p> <p>居宅等基準通知第3の八 の2の(10)</p>

②-2 設備・備品等基準等の概要〔ユニット型〕

項目	基準の概要	根拠
利用定員等	<p>◇◆利用定員は、20人以上とし、指定短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。ただし、第121条第2項の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあってはこの限りでない。</p>	<small>居宅指定基準第40條の5 で準用する第22條第2項 of.予防指定基準第50條 で準用する第30條第2項 で準用する第31條第1項</small>
設備及び備品等	<p>◇◆併設事業所の場合又は指定短期入所生活介護事業所ヒユニット型指定短期入所生活介護事業所とが併設され一体的に運営される場合であって、それらの利用定員の総数が20人以上である場合にあっては、前項本文の規定にかかわらず、その利用定員を20人未満とすることができる。</p>	<small>居宅指定基準第40條の5 で準用する第22條第2項 of.予防指定基準第50條 で準用する第30條第2項 で準用する第31條第1項</small>
	<p>◇◆建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、利用者の日常生活に充てられる場所を2階以上の階及び地階のいずれにも設けていない建物等にあっては、準耐火建築物とすることができます。</p> <p>☆ 建物は、利用者が身体的、精神的に障害を有する者であることにより鑑み、利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除き耐火建築物としなければならない。ただし、利用者の日常生活に充てられる居室、静養室、食堂、浴室および機能訓練室を2階以上の階及び地階のいずれにも設けていない建物については、準耐火建築物とすることができる。</p> <p>◇◆次の各号に掲げる設備を設けるとともに、指定短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えることにより、当該社会福祉施設等及び当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該指定短期入所生活介護事業所の利用者へのサービスの提供に支障がない場合は、ユニットを除き、これらの設備を設けないことができる。</p>	<small>居宅指定基準第40條の4 第3項 of.予防指定基準第50條 第3項</small>

- 1 ユニット 4 調理室 7 介護材料室
- 2 浴室 5 洗濯室又は洗濯場
- 3 医務室 6 汚物処理室

項目	基準の概要	根拠
設備及び備品等	<p>◇◆併設事業所の場合には、前項の規定にかかわらず、当該併設事業所及び当該事業所ホーム等（以下この節において「ユニット型事業所併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設本体施設の利用者及び当該ユニット型事業所併設本体施設の入所者は、当該ユニット型事業所の提供上支障がないときは、当該ユニット型事業所併設本体施設の前項各号に掲げる設備（ユニットを除く。）をユニット型短期入生活介護の事業の用に供することができるものとする。</p> <p>◇◆第121条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームの場合には、第3項及び第7項第1号の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することを足りるものとする。</p> <p>◇◆設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>1 ユニット イ 居室</p> <p>(1) 1の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者が他の指定短期入生活介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができます。</p> <p>(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの利用定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとしなければならない。</p> <p>(3) 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。また、ユニットに属さない居室を改修したものについては、利用者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えない。</p> <p>(4) 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。</p> <p>ロ 共同生活室</p> <p>(1) 共同生活室は、いすれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。</p> <p>(2) 1の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。</p> <p>(3) 必要な設備及び備品を備えること。</p>	<p>居宅指定基準第10条の4第4項 cf. 予防指定期準第56条第4項</p> <p>居宅指定基準第10条の4第5項 cf. 予防指定期準第56条第5項</p> <p>居宅指定基準第10条の4第6項 cf. 予防指定期準第56条第6項</p>

項目	基準の概要	根拠
設備及び 備品等	<p>ハ 洗面設備</p> <p>(1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設け ること。</p> <p>(2) 要介護者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>二 便所</p> <p>(1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適當数設け ること。</p> <p>(2) 要介護者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>2 浴室</p> <p>要介護者が入浴するのに適したものとすること。</p> <p>◇◆上記に規定するもののほか、ユニット型指定短期入所生活 介護事業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>1 廊下の幅は、1.8メートル以上とする。ただし、中 廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。なお、廊下の 一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な 往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メート ル以上（中廊下にあっては、1.8メートル以上）として差 し支えない。</p> <p>2 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設け ること。</p> <p>3 階段の傾斜を緩やかにすること。</p> <p>4 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設ける こと。</p> <p>5 ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の 傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、 この限りでない。</p>	<small>居宅指定基準第40条の 4第6項</small> <small>if.予防指定基準第13條 第6項</small> <small>居宅指定基準第40条の 4第7項</small> <small>if.予防指定基準第13條 第7項</small>

③運営基準の概要

項目	基 準 の 概 要	根 抱
内容及び手続の説明及び同意	<p>◇事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、「運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書」を交付して説明を行い、サービスの内容および利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>☆ 同意については、利用者および事業者双方の保護の立場から書面によつて確認することが望ましい。</p>	居宅指定基準第105条第1項 cf.預防指定基準第104条で準用する第103条第1項 居宅等基準通知第3の八〇三〇(1)
指定短期入所生活介護の開始及び終了	<p>◇事業者は、利用者の心身の状況により、もしくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は、利用者の家族の身体的および精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護を提供するものとする。</p>	居宅指定基準第120条第1項 cf.預防指定基準第104条第1項 居宅等基準通知第3の二〇二〇(2)
提供拒否の禁止	<p>◇事業者は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、サービスの提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用するよう必要な援助に努めなければならない。</p>	居宅指定基準第104条で準用する第9条 cf.預防指定基準第104条で準用する第9条の3
サービス提供困難時の対応	<p>◇事業者は、正当な理由なく指定短期入所生活介護の提供を拒んではならない。</p>	居宅指定基準第104条で準用する第10条 cf.預防指定基準第104条で準用する第10条の4

項目	基 準 の 概 要	根 拠
受給資格等の確認	<p>◇◆事業者は、指定短期入所生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。</p>	居宅指定基準第140条で準用する第11条 cf.予防指定基準第142条
要介護認定の申請に係る援助	<p>◇◆事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p>	居宅指定基準第140条で準用する第12条 cf.予防指定基準第142条 cf.予防指定基準第142条で準用する第14条の6 cf.予防指定基準第142条
心身の状況等の把握	<p>◇◆事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p>	居宅指定基準第140条で準用する第12条 cf.予防指定基準第142条 cf.予防指定基準第142条で準用する第14条の7
居宅サービス計画等に沿ったサービスの提供	<p>◇◆事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定短期入所生活介護を提供しなければならない。</p>	居宅指定基準第140条で準用する第12条 cf.予防指定基準第142条 cf.予防指定基準第142条
サービスの提供の記録	<p>◇◆事業者は、指定短期入所生活介護を提供した際には、当該指定短期入所生活介護の提供日及び内容、当該指定短期入所生活介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。</p> <p>◇◆事業者は指定短期入所生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。</p>	居宅指定基準第140条で準用する第12条第1項 cf.予防指定基準第142条で準用する第14条の3 第1項 居宅指定基準第140条で準用する第12条第2項 cf.予防指定基準第142条で準用する第14条の3 第2項

項目	基準の概要	根拠
利用料等の受領	<p>◇◆事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護にかかる居宅介護事業者に支払われる居宅介護サービス費用の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。</p> <p>◇◆事業者は、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受け取ることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 食事の提供に要する費用 (特定入所者介護サービス費等が利用者に支給された場合は食費の基準費用額、利用者に代わり事業者に支払われた場合は食費の負担限度額を限度とする。) 2 滞在に要する費用 (特定入所者介護サービス費等が利用者に支給された場合は居住費の基準費用額、利用者に代わり事業者に支払われた場合は居住費の負担限度額を限度とする。) 3 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用 4 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 5 送迎に要する費用（送迎加算を算定する場合を除く） 6 理美容代 7 上記に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの <p>☆ 日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるものについてでは、保険給付の対象となつてはいるサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払いを受けることは認められない。</p>	居宅介護基準第17条第1項、第40条の6第1項 cf. 予防指定基準第35条1項、第55条第1項 居宅介護基準第17条第3項、第40条の6第3項 cf. 予防指定基準第35条第3項、第55条第3項 ※平成17年厚生省告示 第16号参照
	<p>◇◆上記費用の額に係るサービスの提供に当たつては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容および費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。この場合において、1～4に掲げる費用にかかる同意については文書によるものとする。</p>	居宅介護基準第17条第5項、第40条の6第5項 cf. 予防指定基準第35条第5項、第55条第5項

項目	基準の概要	根拠
短期入所生活介護の取扱方針	<p>〔従来型〕</p> <p>◇指定短期入所生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行わなければならない。</p>	居宅指定基準第28条第1項
	<p>〔従来型〕</p> <p>◇事業者は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。</p>	居宅指定基準第28条第2項
	<p>☆ 「相当期間以上」とは、概ね4日以上連續して利用する場合を指すこととするが、4日未満の利用者にあっても、利用者を担当する居宅介護支援事業者等と連携をとること等により、利用者の心身の状況等を踏まえて、他の短期入所生活介護計画を作成した利用者に準じて、必要な介護および機能訓練等の援助を行うものとする。</p>	居宅等基準第3の八〇の(4)①
	<p>〔ユニット型〕</p> <p>◇指定短期入所生活介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。</p>	居宅指定基準第40条の7第1項
	<p>〔ユニット型〕</p> <p>◇指定短期入所生活介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。</p>	居宅指定基準第40条の7第2項
	<p>〔ユニット型〕</p> <p>◇指定短期入所生活介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。</p>	居宅指定基準第40条の7第3項
	<p>〔ユニット型〕</p> <p>◇指定短期入所生活介護は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者的心身の状況等を常に把握しながら、適切に行わなければならない。</p>	居宅指定基準第40条の7第4項

項目	基準の概要	根拠
短期入所生活介護の取扱方針	<p>◇事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。</p> <p>☆ 「サービス提供方法等」とは、短期入所生活介護計画の目標及び内容や利用期間内の行事及び日課等も含むものである。</p>	居宅指定基準第128条第3項、第140条の7第5項 居宅等基準通知第30ハの30(4)②
	<p>◇事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。</p>	居宅指定基準第120条第4項、第140条の7第6項
	<p>◇事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p>	居宅指定基準第120条第5項、第140条の7第7項
介護予防短期入所生活介護の基本取扱方針	<p>◇事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>◆指定介護予防短期入所生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならぬ。</p>	居宅指定基準第120条第6項、第140条の7第8項 予防指定基準第141條
	<p>◆事業者は、自らその提供する指定介護予防短期入所生活介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。</p>	予防指定基準第140条第2項
	<p>◆事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならぬ。</p>	予防指定基準第141条第3項
	<p>◆事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。</p>	予防指定基準第140条第4項
	<p>◆事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主目的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。</p>	予防指定基準第141條第5項

項目	基準の概要	根拠
介護予防 短期入所 生活介護 の基本取扱方針	<p>★ 介護予防短期入所生活介護の提供にあたっては、一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつを行うこと。</p>	居宅等基準通第4の三) 6(1)①
身体的拘束等の禁止	<p>★ 介護予防の十分な効果を高める観点からは、利用者の主体的な取組が不可欠であることから、サービスの提供にあたっては、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして、適切な働きかけを行うよう努めること。</p> <p>◆ 介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所のサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮すること。</p>	居宅等基準通第4の三) 6(1)②
※短期入所	<p>◆ 介護予防短期入所生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行った場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。</p>	居宅等基準通第4の三) 6(1)③
短期入所 生活介護 計画の作成	<p>◆ 介護予防短期入所生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行った場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>◇ 管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成しなければならない。</p>	居宅等基準通第4の三) 6(1)④
	<p>★ 短期入所生活介護計画については、介護の提供に係る計画等の作成に關し経験のある者や、介護の提供について豊富な知識および経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画のとりまとめを行わせることが望ましいものである。</p>	居宅等基準通第3の八 の三の(5)①

項 目	基 準 の 概 要	根 拠
短期入所生活介護計画の作成	<p>◆短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。</p> <p>◆管理者は、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>◆管理者は、短期入所生活介護計画を作成した際には、当該短期入所生活介護計画を利用者に交付しなければならない。</p>	居宅指定基準第120条第2項 居宅指定基準第120条第3項 居宅指定基準第120条第4項
介護予防短期入所生活介護の具体的な取扱方針	<p>◆指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。</p> <p>◆管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防短期入所生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防短期入所生活介護計画を作成するものとする。</p>	予防指定基準第144条第1項第1号 予防指定基準第144条第1項第2号 居宅基準通知第4条第3項の6の(2)①
	<p>★ 「相当期間以上」とは、概ね4日以上連続して利用する場合を指すこととするが、4日未満の利用者にあっても、利用者を担当する介護予防支援事業者等と連携をとること等により、利用者の心身の状況等を踏まえて、他の介護予防短期入所生活介護計画を作成した利用者に準じて、必要な介護おおよび機能訓練等の支援を行いうるものとする。</p> <p>★ なお、介護予防短期入所生活介護計画については、介護の提供に係る計画等の作成に關し経験のあるものや、介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、そのものの当該計画のとりまとめを行わせることが望ましい。</p> <p>◆介護予防短期入所生活介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿つて作成しなければならない。</p>	予防指定基準第144条第1項第3号

項目	基準の概要	根拠
ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の留意事項	<p>◆指定介護予防短期入所生活介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者生活介護の提供に当たっての留意事項</p> <p>◆指定介護予防短期入所生活介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。</p> <p>◆指定介護予防短期入所生活介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。</p> <p>◇◆介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。</p> <p>☆★ 介護サービスの提供に当たっては、在宅生活へ復帰することを念頭に置いて行うことが基本であり、そのためには、利用者の家庭環境等を十分踏まえて、自立している機能の低下が起きないようにするとともに残存機能の維持、向上が図られるよう、適切な技術を持って介護サービスを提供し、又は必要な支援を行うものとすること。なお、介護サービス等の実施に当たっては、利用者の人格に十分に配慮して実施するものとする。</p> <p>◇◆事業者は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしなければならない。</p> <p>☆★ 入浴の実施に当たっては利用者の心身の状況や自立状況を踏まえ、適切な方法により実施するものとする。なお、入浴の実施に当たっては、事前に健康管理を行い、入浴することが困難な場合は、清しきを実施するなど利用者の清潔保持に努めるものとする。</p> <p>◇◆事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助（支援）を行わなければならぬ。</p> <p>☆★ 排せつの介護は、利用者の心身の状況や排せつ状況になどを基に、自立支援を踏まえて、トイレ誘導や排せつ介助等について適切な方法により実施するものとする。</p>	<p>予防指定基準第60条第1項</p> <p>予防指定基準第60条第2項</p> <p>予防指定基準第60条第3項</p> <p>居宅指定基準第30条第1項</p> <p>cf. 予防指定基準第145条第1項</p> <p>居宅等基準通知第3の八〇の3(6)①および第4の三の六の③の三の六の①</p> <p>居宅等基準通知第4の三の二</p> <p>6f. 予防指定基準第45条第2項</p> <p>居宅等基準通知第3の八〇の3(6)②</p> <p>居宅等基準通知第4の三の二</p> <p>6f. 予防指定基準第45条第3項</p> <p>居宅指定基準第30条第3項</p> <p>居宅等基準通知第3の八〇の3(6)③および居宅等基準通知第4の三の六の①</p> <p>(3)③</p>

項目	基準の概要	根拠
介護	<p>◇事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。</p> <p>☆★ 利用者がおむつを使用せざるを得ない場合には、その心身及び活動状況に適じたおむつを提供するとともに、おむつ交換に当たっては、頻繁に行えばよいということではなく、利用者の排せつ状況を踏まえて実施するものとする。</p> <p>(3) (4)</p> <p>◇事業者は、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話（支援）を適切に行わなければならない。</p> <p>◇事業者は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。</p> <p>☆★ 「常時一人以上の介護職員を介護を従事させる」とは、夜間も含めて適切な介護を提供できるように介護職員の勤務体制を定めておかなければならぬることを規定したもの。介護サービスの提供に当たっては、提供内容に応じて、職員体制を適切に組むものとする。</p> <p>◇事業者は、利用者の負担により、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。</p>	居宅指定基準第30条第4項 cf.予防指定基準第41条第4項 居宅等基準通知第30(1)の30(6)④および居宅等基準通知第40(3)の60(3)(4) 居宅指定基準第30条第5項 cf.予防指定基準第41条第5項 居宅指定基準第30条第6項 cf.予防指定基準第41条第6項 居宅等基準通知第30(八)の30(6)⑥および第40(三)の60(3)(6) 居宅指定基準第30条第7項 cf.予防指定基準第41条第7項 居宅指定基準第40条の8第1項 cf.予防指定基準第41条第11項 居宅指定基準第40条の8第2項 cf.予防指定基準第41条第2項 居宅指定基準第40条の8第3項 cf.予防指定基準第41条第3項
介護	<p>〔ユニット型〕</p> <p>◇介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行わなければならない。</p> <p>〔ユニット型〕</p> <p>◇事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持つて行うよう適切に支援しなければならない。</p> <p>〔ユニット型〕</p> <p>◇事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しききを行うことをもつて入浴の機会の提供に代えることができる。</p>	居宅指定基準第40条の8第3項 cf.予防指定基準第41条第3項

項目	基準の概要	根拠
介護	<p>【ユニット型】</p> <p>◇◆事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。</p>	居宅指定基準第40条の 8第4項 cf.予防指定基準第61条 第4項
	<p>【ユニット型】</p> <p>◇◆事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。</p>	居宅指定基準第40条の 8第5項 cf.予防指定基準第61条 第5項
	<p>【ユニット型】</p> <p>◇◆事業者は、前各項に定めるほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。</p>	居宅指定基準第40条の 8第6項 cf.予防指定基準第61条 第6項
	<p>【ユニット型】</p> <p>◇◆事業者は、常時一人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。</p>	居宅指定基準第40条の 8第7項 cf.予防指定基準第61条 第7項
	<p>【ユニット型】</p> <p>◇◆事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。</p>	居宅指定基準第40条の 8第8項 cf.予防指定基準第61条 第8項
食事	<p>◇◆事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況および嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。</p>	居宅指定基準第41条第 1項 cf.予防指定基準第61条 第1項
	<p>◇◆事業者は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を摄入することを支援しなければならない。</p>	居宅指定基準第41条第 2項 cf.予防指定基準第61条 第2項
	<p>☆★ 食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後六時以降とすることが望ましいが、早くても午後五時以降とすること。</p>	居宅等基準通知第30ハ の3の(7)および第 0の3の(4)
	<p>☆★ 食事の提供に関する業務は事業者自らが行うことが望ましいが、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理について事業者自らが行う等、当該事業者の管理者が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容により、食事サービスの質が確保される場合には、当該事業者の最終的責任の下で第三者に委託することができる。</p>	

項目	基準の概要	根拠
食事	<p>☆★ 食事提供については、利用者の嚥下や咀嚼の状況、食欲など心身の状態等を当該利用者の食事に的確に反映させるために、居室関係部門と食事関係部門との連携が十分とされていることが必要であること。</p> <p>〔ユニット型〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇◆事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。 	居宅指定基準第140条の 9第1項 cf.予防指定基準第60条 第1項
食事	<p>〔ユニット型〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇◆事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。 <p>〔ユニット型〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇◆ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。 <p>〔ユニット型〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇◆事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるように、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。 	居宅指定基準第140条の 9第2項 cf.予防指定基準第60条 第2項 居宅指定基準第140条の 9第3項 cf.予防指定基準第60条 第3項 居宅指定基準第140条の 9第4項 cf.予防指定基準第60条 第4項
機能訓練	<p>◇◆事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。</p>	居宅指定基準第132条 cf.予防指定基準第41条
健康管理	<p>◇◆医師および看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとらなければならない。</p>	居宅指定基準第133条 cf.予防指定基準第42条
相談及び援助	<p>◇◆事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。</p>	居宅指定基準第134条 cf.予防指定基準第44条
その他のサービスの提供	<p>◇◆事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。</p>	居宅指定基準第135条 1項 cf.予防指定基準第60条 第1項

その他のサービスの提供	<p>◇◆事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。</p> <p>〔ユニット型〕</p> <p>◇◆事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娛樂に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれららの活動を支援しなければならない。</p> <p>〔ユニット型〕</p> <p>◇◆事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。</p>	<p>居宅指定基準第35条第2項</p> <p>居宅指定基準第44条の6.予防指定基準第50条第2項</p> <p>居宅指定基準第44条の6.予防指定基準第50条第66条第1項</p> <p>居宅指定基準第44条の6.予防指定基準第50条第66条第2項</p> <p>居宅等基準通知第3の八〇第2項</p> <p>居宅等基準通知第3の八〇第1項</p>
緊急時等の対応	<p>◇◆事業者は、現に指定短期入所生活介護の提供を行っているとき利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>☆ 協力医療機関については次の点に留意するものとする。</p> <p>①協力医療機関は、緊急時に速やかに対応できるよう、事業所から近距離にあることが望ましい。</p> <p>②緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくこと。</p>	<p>居宅等基準通知第3の八〇第2項</p> <p>居宅等基準通知第3の八〇第1項</p> <p>居宅等基準通知第3の八〇第3の(12)</p> <p>居宅等基準通知第3の八〇第42条</p> <p>居宅等基準通知第3の八〇第44条</p>
管理者の責務	<p>◇◆管理者は、従業者の管理および利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。</p> <p>◇◆管理者は、当該事業所の従業者に規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p>	<p>居宅指定基準第40条で準用する第42条</p> <p>居宅指定基準第40条で準用する第42条</p>
運営規程	<p>◇◆事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する規程を定めておかなければならぬ。</p> <p>①事業の目的および運営の方針</p> <p>②従業者の職種、員数および職務の内容</p> <p>③利用定員</p> <p>☆ 専用の居室のベッド数と同数とすること。</p> <p>〔ユニット型〕</p> <p>・ユニットの数及びユニットごとの利用定員</p>	<p>居宅指定基準第33条、第44条の八〇</p> <p>6.予防指定基準第138条、第158条</p> <p>居宅等基準通知第3の八〇第3の(13)</p>

項目	基準の概要	根拠	
運営規程	<p>④指定短期入所生活介護の内容および利用料その他の費用の額 ☆ 送迎の有無も含めたサービスの内容を指すものであること</p> <p>⑤通常の送迎の実施地域 ☆ 客観的にその区域が特定されること。なお、通常の送迎の実施地域は、送迎に係る費用の徴収等の目安であり、当該地域以外の地域に居住する被保険者に対して送迎が行われることを妨げるものではないものであること。</p> <p>⑥サービス利用に当たつての留意事項 ☆ 指定短期入所生活介護の提供を受ける際の、利用者側が留意すべき事項（入所生活上のルール、設備の利用上の留意事項等）</p> <p>⑦緊急時等における対応方法</p> <p>⑧非常災害対策 ☆ 非常災害に関する具体的な計画を指すもの</p> <p>⑨虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>⑩その他運営に関する重要事項 ・苦情処理 ・事故発生時の対応 ・非常災害時の社会福祉施設との連携・協力体制 ・人権擁護 等</p> <p>☆ 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため</p> <p>◇◆利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>☆ 事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、事従の生活相談員、看護職員および介護職員の配置、管理者との兼務関係等を明確にすること。 3.0六の3の(5)①</p> <p>☆ 原則として、事業所の従事者によってサービスを提供するべきであるが、調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めるものであること。</p>	居宅基準第33条、第14条の1 cf.予防指定基準第138条、第166条	居宅基準第44条で準用する第101条第1項 cf.予防指定基準第142条で準用する第20条の2 居宅等基準通知3の1の3の(16)で準用する第3の(16)で準用する第3の(16)で準用する第3の(16)で準用する第3の(16)で準用する第3の(16)

項目	基準の概要	根拠
勤務体制の確保等	<p>☆ 介護職員の勤務形態については、短期間の利用とはいえ、そのサービスの内容は、指定介護老人福祉施設である特別用語老人ホームと基本的に同様であることから、「社会福祉施設における防火安全対策の強化について（昭和40年1月1日施行）」に定める特別養護老人ホームの夜間ににおける勤務形態の取扱いに準じてその体制を確保すること。また、夜間の介護職員数については、介護老人福祉施設における配置を参考に適切に配置すること。</p> <p>☆ 夜間の安全、防災上の管理の観点から、介護職員のほかに宿直員を配置することが望ましい。</p> <p>◆事業者は、短期入所生活介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該事業者は、全ての短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>◆事業者は、適切な指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景として言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p>	居宅等基準通則第30条 ③(16) 居宅指定基準第40条で 適用する第40条第3項 居宅指定基準第40条で 適用する第40条第4項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項
勤務体制の確保等	<p>〔ユニット型〕</p> <p>◆事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定短期入所生活介護を提供できるよう、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>◆前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次の各号に定める職員配置を行わなければならない。</p> <p>1 屋間にについては、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。</p> <p>2 夜間及び深夜については、2ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。</p> <p>3 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。</p>	居宅指定基準第40条の ①の2第1項 ②の2第2項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項

項 目	基 準 の 概 要	根 拠
勤務体制の確保等	<p>〔ユニット型〕</p> <p>☆ ユニットごとの常勤のユニットリーダーについては、当面は、ユニットケアリーダー研修を受講した職員（以下「研修受講者」という。）を各施設に2名以上配置する（ただし2ユニット以下の施設の場合は、1名でよいこととする。）ほか、研修受講者が配置しているユニット以外のユニットでは、ユニットにおけるケアに責任を持つ（研修受講者でなくとも構わない。）職員を決めてもらうこととする。</p> <p>この場合、研修受講者は、研修で得た知識等をリーダー研修を受講していないユニットの責任者に伝達するなど、当該施設におけるユニットケアの質の向上の中核となることが求められる。</p> <p>また、ユニットリーダーについて必要とされる研修受講者の数には、当面は、ユニットリーダー以外の研修受講者であって、研修を受講していないユニットリーダーに対して研修で得た知識等を伝達するとともに、ユニットケアに関して指導及び助言を行なうことができる者を含めて差し支えない。</p> <p>☆ ユニット型指定短期入所生活介護事業所においてとユニット型の指定介護老人福祉施設等が併設されている場合には、研修受講者をそれぞれ2名以上配置する必要ではなく、ユニット型事業所及び併設するユニット型施設を一体のものとみなして、合計2名以上の研修受講者が配置されなければならないこととする（ただし、ユニット型事業所及び併設するユニット型施設のユニット数の合計が2ユニット以下のこときには、1名でよいこととする。）</p> <p>◇◆事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者によってユニット型指定短期入所生活介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>◇◆ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、全ての短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者は除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>指定基準第30条の4の(1)</p> <p>居宅指定基準第4條の11の2第3項</p> <p>居宅指定基準第4條の11の2第4項</p>

項目	基準の概要	根拠
業務継続計画の策定等	<p>◇◆事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るために業務継続計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>◇◆事業者は、短期入所生活介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。</p>	居宅指定基準第40条で準用する第40条の2 cf.予防指定基準第57条 第4項
定員の遵守	<p>◇◆事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p> <p>◇◆利用定員および居室の定員を超えることとなる利用者数以上の利用者に対して同時にサービスの提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。</p>	居宅指定基準第38条 cf.予防指定基準第39条
地域等との連携	<p>◇◆事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携および協力をを行う等の地域との交流に努めなければならない。</p> <p>☆ 指定短期入所生活介護の事業が地域に開かれた事業として行われるよう、事業者は、地域の住民やボランティア団体等との連携および協力をを行う等の地域との交流に努めなければならない。</p>	居宅指定基準第40条で準用する第40条の2 cf.予防指定基準第40条 第3の(15)
非常災害対策	<p>◇◆事業者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</p> <p>◇◆事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</p> <p>☆ 事業者は、非常災害に際して必要な具体的な計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければならないこととしたものである。</p> <p>☆ 関係機関への通報及び連携体制の整備とは、火災等の災害時に地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めるることとしたものである。</p>	居宅等基準第30条 03の(16)で準用する cf.予防指定基準第42条 で準用する第40条の4 cf.予防指定基準第40条 第3の(16)で準用する cf.予防指定基準第40条 第3の(16)の(6)

項 目	基 準 の 概 要	根 拠
非常災害対策	<p>☆ 「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれまで基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている事業所にあつてはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてよいこととされている事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。</p> <p>☆ 同条第2項は、指定短期入所生活介護事業者が前項に規定する避難、救出その他の訓練の実施に当たつて、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、そのためには、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。訓練の実施に当たつては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとすること。</p>	居宅等基準通知第30の八の30(16)で準用する第30の六の30の(6)
衛生管理等	<p>◇◆事業者は、利用者の利用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>◇◆事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p>	居宅指定基準第40条で準用する第104条 d.予防指定基準第12条で準用する第30条の2

指定期間通知第30の八の30(16)で準用する第30の六の30の(7)

- 1 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催することともに、その結果について短期入所生活介護従業者に周知徹底を図ること。
- 2 当該事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備すること。
- 3 当該事業所において、短期入所生活介護事業所に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

項目	基準の概要	根拠
衛生管理等	<p>☆ 事業者は、食中毒および感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つこと。</p> <p>☆ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策については、その発生及び蔓延を防止するための措置について、別途通知が出されているので、これに基づき、適切な措置を講ずること。</p> <p>☆ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。</p>	<small>指定基準通知第3の八の 〇3〇(16)で準用する 第3〇六〇3〇(1)</small>
掲示	<p>◇◆事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込書のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。</p> <p>◇◆事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同行の規定による掲示に代えることができる。</p>	<small>居宅指定基準第40条で 準用する第33条</small>
秘密保持等	<p>◇◆事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>◇◆事業所は、従業者であった者が、その正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>◇◆事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならぬ。</p> <p>◇◆事業所は、指定短期入所生活介護事業所について広告をする場合には、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。</p>	<small>居宅指定基準第40条で 準用する第33条</small>

告情処理	<p>◇◆事業者は、提供した指定短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>◇◆事業者は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p> <p>☆、「必要な措置」とは、相談窓口、苦情処理の体制および手順等事業所における苦情を処理するために高まる措置の概要を明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、事業所に掲示することである。</p>	<p>居宅指定基準第3の1の ((6)で準用する第30ー 030) (28)</p>
事故発生時の対応	<p>◇◆事業者は、指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>◇◆事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p>◇◆事業者は、指定短期入所生活介護の提供により賠償を速やかに行わなければならない。</p>	<p>居宅指定基準第4の1 準用する第31条 cf.予防指定期第142 条で準用する第55条の10</p>
虐待の防止	<p>◇◆事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、短期入所生活介護従業者に周知徹底を図ること。 2 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 3 事業所において、短期入所生活介護従業者に対し虐待ための研修を定期的に実施していること。 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 	<p>居宅指定基準第4の1 準用する第32条 cf.予防指定期第143 条で準用する第33条</p>

会計の区分	<p>◇◆事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定短期入所生活介護の事業とその他の事業の会計を区分しなければならない。</p>	<small>居宅指定基準第40条で準用する第38条 pt.予防指定基準第44条で準用する第53条の11</small>
記録の整備	<p>◇◆事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。</p> <p>◇◆事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 短期入所生活介護計画 2 次条において準用する第19条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 3 第128条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 4 次条において準用する第26条に規定する市町村への通知に係る記録 5 次条において準用する第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録 6 次条において準用する第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 	

イ) 指定申請書類

- ①様式第1号
 ②付表8-1／8-2／8-3

③添付書類

- 法人登記事項証明書等の写し（原本と相違のないことの証明必要）
(短期入所生活介護事業を実施することが明記されていること)

- 従業者の勤務体制等の書類（参考様式1）

- 従業者の雇用契約書等（様式任意）

・管理者は常勤ですか。

・管理者が当該事業所の従業者若しくは同一敷地内の他の事業所と兼務している場合は、管理者としての業務に支障があつてはならない（事業所の兼務関係を明らかにした組織図を添付すること）。

・生活相談員、介護職員又は看護師等については指定基準第121条の内容を満たしていますか。（参考様式1と一致していることがありますか。）

・生活相談員は資格を有していますか。

（社会福祉主任用資格またはこれと同等の能力を有する者）

・機能訓練指導員を1名以上確保していますか。

（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復士、あん摩マッサージ指圧師、一定の経験を有するはり師・きゅう師）

事業所の組織図

生活相談員の経歴書（参考様式1-2）

事業所の平面図（位置図を含む）

事業所の部屋別施設一覧表（参考様式2-2）

事業所の設備等に係る項目一覧表（参考様式3）

運営規程、重要事項説明書、契約書

（付表中の主な掲示事項と一致していますか、項目は指定基準第137条の内容ですか）

苦情処理の概要（参考様式4）

当該申請に係る資産の状況

（添付書類一当該不動産にかかる登記簿、質貸借契約書、市町村の使用許可書等）

協力医療機関との契約内容（契約書写し）

従業者の資格証等の写し（医師、生活相談員、看護職員、栄養士、機能訓練指導員、ユニットリーダー研修修了証（ユニット型施設））

契約書（参考様式6）

※上記に掲げる以外にも確認のために書類等の提出を求める場合がある。
例) 当該事業所および関連する事業所の組織図

介護サービス事業者指定等研修会の受講票の写し

新規で短期入所生活介護事業所を立ち上げる場合は、現地を確認するので近隣地図を添付すること。
例) 新たに短期入所生活介護事業を実施する場合は、老人福祉法上の届出が別途必要。
※上記に掲げる以外にも確認のために書類等の提出を求める場合があります。

例) 当該事業所および関連する事業所の組織図等

当該事業所の勤務予定者が、指定日の直前まで他の事業所に勤務している場合には、退職証明書等他の事業所と兼務関係にないことを確認できる書類

2) 変更、廃止、休止、再開の手続き

(変更の届出等：介護保険法第75条)

指定居宅サービス事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は当該指定居宅サービスの事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(変更の届出等：介護保険法第115条の5)

指定介護予防サービス事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は当該指定介護予防サービスの事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

○変更手続き

提出書類一変更届出書（様式第3号）

添付書類（下記のとおり）

根拠－介護保険法施行規則第131条 第1項第8号
第140条の22第1項第8号

番号	変更事項	添付書類
1	事業所の名称	<ul style="list-style-type: none"> 変更後の付表8-1/8-2/8-3 変更後の運営規程
2	事業所の所在地	<ul style="list-style-type: none"> 変更後の付表8-1/8-2/8-3 変更後の運営規程 平面図（所在地変更の場合） 当該変更に係る資産の状況 (添付書類：当該不動産にかかる登記簿、賃貸契約書、市町村の使用許可書等)
3	主たる事務所の所在地	<ul style="list-style-type: none"> 変更後の指定申請書（様式第1号） (印不要)（該当部分のみ記載）
4	代表者の氏名、生年月日および住所 申請者（法人）の名称 (法人種別の変更は、設置・廃止)	<ul style="list-style-type: none"> 変更後の法人登記事項証明書の写し (番号4にあっては) 誓約書
5	法人の登記事項証明書または条例等 (当該事業に関するものに限る)	<ul style="list-style-type: none"> 変更後の登記事項証明書または条例等の 写し

番号	変更事項	添付書類
6	事業所の建物の構造、専用区画等	平面図（変更前・変更後） 変更後の付表 8-1/8-2/8-3
7	管理者の氏名、生年月日および住所	変更後の付表 8-1/8-2/8-3 勤務体制及び勤務形態一覧表（参考様式1）
8	運営規程	変更前・変更後の運営規程
9	協力医療機関または協力歯科医療機関	付表 8-1/8-2/8-3 契約書など

* 番号は、変更届出書に記載している番号
 ※上記に掲げる以外にも確認のために書類等の提出を求める場合があります。
 例) 組織図（他事業所との兼務職員がいる場合。）

○廃止手続き

提出書類一 廃止届出書（様式第4号）
 一添付書類（なし）

○休止手続き

提出書類一 休止届出書（様式第4号）
 一添付書類（なし）

○再開手続き

提出書類一 再開届出書（様式第3号の2）
 一付表 8-1/8-2/8-3
 一添付書類（従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表；参考様式1）
 一その他必要書類
 （例）休止前と生活相談員等の有資格者が変わっている場合は、経歴書、資格証の
 写し等が必要。

3. 介護報酬算定に係る体制等に関する届出

提出書類

介護給付費算定期連絡先

(別紙2) 介護給付費算定期に係る体制等に関する届出書 <指定事業者用>

(別紙1) 介護給付費算定期に係る体制等状況一覧表(居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援)

(別紙1-2) 介護給付費算定期に係る体制等状況一覧表(介護予防サービス)

事 項	添 付 書 類
地域区分	【共通】 ・なし
施設等の区分	【共通】 ・なし
☆LIFEへの登録	【共通】 ・なし
夜間勤務条件基準	【共通】 ・勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1) ※算定開始時…人員欠如が発生した月の実績
職員の欠員による減算の状況【共通】	※減算解消時…人員欠如が解消された月の実績
ユニットケア体制	【共通】 ①平面図等 ②勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1) ※算定を開始する月の勤務予定表
共生型サービスの提供 (短期入所事業所)	【共通】 【共生型短期入所生活介護のみ】 ・なし
生活相談員配置等加算	【共通】 ①生活相談員の資格証等の写し ②勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1) ※算定を開始する月の勤務予定表
☆生活機能向上連携加算(Ⅰ)【共通】	★生活機能向上連携加算に係る届出書(暫定様式)
☆生活機能向上連携加算(Ⅱ)【共通】	

<p>機能訓練指導体制</p> <p>【共通】</p> <p>①機能訓練指導員の資格を証する免許証または資格証の写し(はり師、きゅう師)については、実務経験証明書も必要)</p> <p>②機能訓練指導員に任じる命令の写し、事務分掌表等</p> <p>③勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1)</p> <p>※算定を開始する月の勤務予定表</p>	<p>(注)「機能訓練指導員の加算」と「個別機能訓練加算」の両方の算定を行う場合は、「機能訓練指導員の加算」に係る常勤事従の機能訓練指導員が、「個別機能訓練加算」の機能訓練指導員を兼務することは不可。</p>
<p>個別機能訓練体制</p> <p>【共通】</p>	<p>★①看護体制加算(Ⅰ) 【短期入所のみ】</p> <p>看護体制加算(Ⅱ) 【短期入所のみ】</p> <p>☆看護体制加算(Ⅲ)・(Ⅳ) 【短期入所のみ】</p> <p>医療連携強化加算 【短期入所のみ】</p>
<p>看護体制加算(Ⅰ)・(Ⅱ)の添付書類に加え、 ⑤中重度者受入要件算定表(別添)</p> <p>連携を確保していることが分かる協力医療機関との契約書の写し</p>	<p>★①看護職員配置加算算定表 ②夜勤職員配置加算算定表(別紙) ③勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1) ※算定を開始する月の勤務予定表</p>
<p>夜勤職員配置加算(Ⅰ)・(Ⅱ) 【短期入所のみ】</p>	

<p>☆夜勤職員配置加算(Ⅲ)・(Ⅳ) 【短期入所のみ】</p>	<p>夜勤職員配置加算(Ⅰ)(Ⅱ)の添付書類に加え、 (④喀痰吸引等の特定行為を行うことができる資格 を証する書類の写し(喀痰吸引等の実施ができ る介護職員を配置する場合) (⑤登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業 者)の登録通知書の写し</p>
<p>☆テクノロジーの導入 (夜勤職員配置加算関係) 【短期入所のみ】</p>	<p>★テクノロジーの導入による夜勤職員配置加算に係 る届出書(別紙22) *夜勤職員配置加算に係る見守り機器の導入</p>
<p>若年性認知症利用者受入加算【共通】</p>	<p>なし</p>
<p>送迎体制 【共通】</p>	<p>①送迎車両に係る「車検証」「写真」 ②外部委託している場合は契約書 等</p>
<p>療養食加算 【共通】</p>	<p>(管理)栄養士の資格証の写し</p>
<p>☆認知症専門ケア加算(Ⅰ)(Ⅱ) 【共通】</p>	<p>【(Ⅰ)・(Ⅱ)共通】 ★①認知症専門ケア加算に係る算定要件確認表 (暫定様式) ②勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1) ※算定を開始する月の勤務予定表 ③認知症介護実践リーダー研修修了証の写し 【(Ⅱ)の場合】 ④認知症介護指導者研修修了証の写し</p>
<p>サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 【共通】</p>	<p>①サービス提供体制強化加算に関する届出書(別 紙12-4) ②サービス提供体制強化加算算定表 ③介護福祉士登録証の写し ④勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1) ※前年度各月(3月を除く)の勤務実績表 ※前年度の実績が6月末満の場合(新規開設、再開 の場合を含む。);届出月の前3か月の勤務実績 表</p>
	<p>※備考欄等で介護福祉士が誰か分かるように記載 してください。 ※常勤換算数の算出根拠が分かるように記載してく ださい(計算表等の添付でも可)。</p>

<p>サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙12-4)</p> <p>②サービス提供体制強化加算算定表</p> <p>③勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1)</p> <p>※前年度各月(3月を除く)の勤務実績表</p> <p>※前年度の実績が6月末満の場合(新規開設、再開の場合を含む。):届出月の前3か月の勤務実績表</p> <p>※常勤換算数の算出根拠が分かるように記載してください(計算表等の添付でも可)。</p> <p>サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 【共通】</p>	<p>①サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙12-4)</p> <p>②サービス提供体制強化加算算定表</p> <p>③サービス提供体制強化加算算定表[別紙] (または職員の勤続年数がわかる書類)</p> <p>④勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1)</p> <p>※前年度各月(3月を除く)の勤務実績表</p> <p>※前年度の実績が6月末満の場合(新規開設、再開の場合を含む。):届出月の前3か月の勤務実績表</p> <p>※常勤換算数の算出根拠が分かるように記載してください(計算表等の添付でも可)。</p> <p>サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 【共通】</p>	<p>併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの届出状況 【共通】</p>	<p>○算定しようとする前々月の末日までに介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書を提出する必要があります。</p>	<p>○算定しようとする前々月の末日までに介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書を提出する必要があります。</p>
--	--	---	--	--

(注)

1. ☆印は、創設された加算あるいは算定要件が変更された加算
2. ★印は、新たに様式または変更した様式
3. 既存の加算を新たに算定する場合等についても、今回改正に伴う項目と併せて届け出してください。
4. 算定要件を満たさなくなる場合は、速やかに届出を行うとともに、加算要件が満たされなくなった日または月から加算の算定は行わないください。
5. 重複する添付資料は、1部のみ提出してください。
6. 上記の添付書類および様式については、厚生労働省からの正式な通知等が示されるまでの暫定様式等であり、今後正式な通知等が発出された際に、提出書類の追加・差し替え等が必要になる場合がありますのでご了承ください。

様式第1号(第3条関係)

指定居宅サービス事業者
指定介護予防サービス事業者
介護保険施設

指定(許可)申請書

(宛先) 法賀県知事 (名称)

申請者 (代表者の職名・氏名) 印

介護保険法に規定する事業所(施設)に係る指定(許可)を受けたいので、下記のとおり、
関係書類を添えて申請します。

フリガナ					
名称	主たる事務所の所在地	(郵便番号) 県 市	電話番号	FAX番号	
連絡先	代表者の職名・氏名 名:生年月日	職名	フリガナ 氏名		生年 月日
申請者	代表者の住所	(郵便番号) 県 市			
同一所在地において行う事業等の種類					
指定(許可)申請 (該当事業に○)					
既に指定(許可)を受けている事業等 (該当事業に○)					
指定(許可)申請をする事業等 (該当事業に○)					
付表1					
付表2					
付表3					
付表4					
付表5					
付表6					
付表7					
付表8					
付表9					
付表10					
付表11					
付表12					
付表13					
付表14					
付表15					
付表2					
付表3					
付表4					
付表5					
付表7					
付表8					
付表9					
付表10					
付表11					
付表12					
介護保険事業所番号					(既に指定または許可を受けている場合)
医療機関コード等					(保険医療機関として指定を受けている場合)

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とします。

2 裏面に記載に関しての備考があります。

備考

- 1 「指定(許可)申請対象事業等」「既に指定(許可)を受けている事業等」欄は、該当する欄に「〇」を記入してください。
- 2 保険医療機関・保険薬局・老人保健施設または老人訪問看護ステーションとして既に医療機関コード等が付番されている場合には、そのコードを「医療機関コード等」欄に記載してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、そのすべてを記載してください。
- 3 既に居宅サービスまたは介護予防サービスのいずれか一方の指定をうけている事業者が、他方の居宅サービスまたは介護予防サービスの指定を受けた場合において、届出事項に変更がないときには、「事業所の名称および所在地」「申請者の名称および主たる事務所の所在地ならびにその代表者の氏名、生年月日、住所および職名」「当該申請に係わる事業の開始予定年月日」「当該申請に関する事項」「次格事由に該当しないことを誓約する書面」「介護支援専門員の氏名および登録番号」「その他指定に関し必要と認める事項」を除いて届出を省略できます。

様式第1号(第3条関係)

指定居宅サービス事業者
指定介護予防サービス事業者
介護施設

指定(許可)申請書

(宛先) 滋賀県知事
(名称) 株式会社 レイカディア

申請は法人のみ可能です。法人
名:代表者名を記載し、社印、代表者印を押印してください。

年 月 日

印

介護保険法に規定する事業所(施設)に係る指定(許可)を受ければ、下記のとおり、
関係書類を添えて申請します。

申請者	株式会社 レイカディア		(名称) (代表者の職名・氏名) 代表取締役 ○○○○○
申請者連絡先	電話番号	Email	FAX番号
申告者名・生年月日	職名	フリガナ 氏名	生年 月日
代表者の住所	(郵便番号 520-***-*) 滋賀県大津市松本一丁目 *-* 代表者本人の住所をご記入ください。		
同一所在地において行う事業等の種類		指定(許可)申請 対象事業等 (該当事業に○) ○	既に指定(許可)を受けている事業等 (該当事業に○) ○
訪問介護		平成〇〇年〇月〇日	平成〇〇年〇月〇日
訪問入浴介護		付表1	付表2
訪問看護		付表3	付表4
訪問リハビリテーション		付表5	付表6
居宅療養管理指導		付表7	付表8
通所介護		付表9	付表10
通所リハビリテーション		付表11	付表12
短期入所生活介護		付表13	付表14
短期入所療養介護		付表15	付表2
特定施設入居者生活介護		付表3	付表3
福祉用具販売		付表4	付表4
特定福祉用具販売		付表5	付表5
介護老人福祉施設		付表6	付表6
介護老人保健施設		付表7	付表7
介護医療院		付表8	付表8
介護予防訪問入浴介護		付表9	付表9
介護予防訪問看護		付表10	付表10
介護予防訪問リハビリテーション		付表11	付表11
介護予防居宅療養管理指導		付表12	付表12
介護予防通所リハビリテーション		付表13	付表13
介護予防定期入所生活介護		付表14	付表14
介護予防短期入所療養介護		付表15	付表15
介護予防特定施設入居者生活介護		付表16	付表16
介護予防福祉用具販売		付表17	付表17
特定介護予防福祉用具販売		付表18	付表18
介護事業所番号		2 5 1 2 3 4 5 6 7 *	(既に指定または許可を受けている場合) (保険医療機関として指定を受けている場合)
医療機関コード等			

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4番とします。
2 裏面に記載に関する備考があります。

備考

- 1 「指定(許可)申請対象事業等」「既に指定(許可)を受けている事業等」欄は、該当する欄に「○」を記入してください。
- 2 保険医療機関、保険薬局、老人保健施設または老人訪問看護ステーションとして既に医療機関コード等が付番されている場合には、そのコードを「医療機関コード等」欄に記載してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、そのすべてを記載してください。
- 3 既に居宅サービスまたは介護予防サービスのいずれか一方の指定をうけている事業者が、他方の居宅サービスまたは介護予防サービスの指定を受ける場合において、届出事項に変更がないときには、「事業所の名称および所在地」「申請者の名称および主たる事務所の所在地ならびにその代表者の氏名、生年月日、住所および職名」「当該申請に係わる事業の開始予定年月日」「当該申請に関する事項」「欠格事由に該当しないことを誓約する書面」「介護支援専門員の氏名および登録番号」「その他指定に関し必要と認める事項」を除いて届出を省略できます。

付表 8-1 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業所の指定に係る
記載事項(単独型)

事業所名稱		フリガナ	
所在地	(郵便番号) 郡市	電話番号	
連絡先	Email	FAX番号	
管理者	氏名	(郵便番号)	—
生年月日	住所		
当該事業所で兼務する他の職種(兼務の場合記入)			
同一敷地内の他の事業所または施設の従業者どの兼務(兼務の場合記入)		名称	
		兼務する職種	および勤務時間等
◎人員に関する基準の満足の有無(要事項)		名称	主な診療科名
協力医療機関		名称	主な診療科名
協力医療機関		名称	主な診療科名
協力医療機関		名称	主な診療科名
◎人員に関する基準の満足の有無(要事項)			
従業者の職種・員数	医師	看護職員	介護職員
常勤(人)	専従	兼務	専従
非常勤(人)			
常勤換算後の人數(人)			
常勤(人)	栄養士	機能訓練指導員	
非常勤(人)	専従	兼務	
常勤(人)			
非常勤(人)			
◎設備に関する基準の満足の有無(要事項)			
居室 1室あたりの最大定員	人	人	人
居室 利用者1人あたりの最小床面積	m ²	m ²	m ²
食堂と機能訓練室の合計面積	m ²	m ²	m ²
廊下 片廊下の幅	m	m	m
廊下 中廊下の幅	m	m	m
建物の構造	□耐火建築物	□準耐火建築物	□その他
利用定員	人	人	人
添付書類	別添のとおり		

備考 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか、または別業に記載した書類を添付してください。

2 管理者の兼務についてには、添付資料にて確認可能な場合は記載を省略することが可能です。

付表 8-2 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業所の指定に係る記載事項
(空床利用型・本体施設が特別養護老人ホームの場合の併設事業所型)

事業所名	フリガナ				
所在地	(郵便番号一) 県 郡市				
連絡先	電話番号		FAX番号		
氏名	Email				
生年月日			住所		
同一敷地内の他の事業所または施設の従業者との業務(業務の場合は記入)			名称	短期入所利用者数 (併設型のみ)	
			業務する職種 および勤務時間等	人(推定数を記入)	
空床型・併設型の別		<input type="checkbox"/> 空床型	<input type="checkbox"/> 併設型	短期入所利用者数 (併設型のみ)	人(推定数を記入)
協力医療機関		名称	主な診療科名		
		名称	主な診療科名		
		名称	主な診療科名		
◎人員配置する基準の確認に必要な事項					
従業者の職種・員数		医師	生活相談員	看護職員	介護職員
短期入所生活介護および本体施設従事人数	常勤(人)	※兼務	専従	※兼務	専従
	非常勤(人)				
常勤換算後の人数(人)		栄養士	機能訓練指導員	栄養士を配置していない場合の措置	
		専従	※兼務	専従	※兼務
短期入所生活介護および本体施設従事人数	常勤(人)				
	非常勤(人)				
◎設備に関する基準の確認に必要な事項					
居室		1室あたりの最大定員	人		
		利用者1人あたりの最小床面積	m ²		
食堂と機能訓練室の合計面積			m ²		
廊下		片廊下の幅	m		
		中廊下の幅	m		
特別養護老人ホームの入所定員		人	短期入所利用定員		
添付書類		別添のとおり			

備考

- 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか、または別表に記載した書類を添付してください。
- 本様式は、特別養護老人ホームの空床を利用して事業を行なう場合または施設に併設する事業所において事業を行なう場合に係る申請に利用して下さい。また、「空床型・併設型の別」欄の空床型・併設型のいずれか一方または両方にチェックをしてください。
- 特別養護老人ホームと同時に申請をする場合は、本様式への記載を要しません。
- 管理者の業務について、添付資料にて確認可能な場合は記載を省略することができます。
- 従業者の職種・員数の「※兼務」欄は、本体施設以外との業務を行う職員について記載してください。
- 空床利用型の場合は、「設備に関する基準の確認に必要な事項」および「短期入所利用定員」欄の記入は不要です。

付表 8-3 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業所の指定に係る記載事項
(空床利用型・本体施設が特別養護老人ホーム以外の場合の併設事業所型)

事業所名稱		フリガナ	
所在地		(郵便番号) 郡市	
連絡先	電話番号	FAX番号	
Email			
管理者氏名		フリガナ	
生年月日		(郵便番号)	
同一敷地内の他の事業所または施設の従業者との兼務(兼務の場合は記入) 兼務する職種 および勤務時間等		住所	
本体施設の種別		短期入所利用者数 人(推定数を記入)	
協力医療機関 名称		主な診療科名	
名称		主な診療科名	
名称		主な診療科名	
名称		主な診療科名	
◎記入欄に記入する基準の確認に必要な事項			
従業者の職種・員数		看護職員	
本体施設の施設等従事者人数		専従	生活相談員
常勤(人)	非常勤(人)		
短期入所生活介護従事者人数	常勤(人)		
非常勤(人)			
常勤換算後の人数(人)			
常勤		機能訓練指導員	介護職員
非常勤		専従	看護職員
本体施設の施設等従事者人数		専従	生活相談員
常勤(人)	非常勤(人)		
短期入所生活介護従事者人数	常勤(人)		
非常勤(人)			
常勤換算後の人数(人)			
常勤		機能訓練指導員	介護職員
非常勤		専従	看護職員
本体施設の施設等従事者人数		専従	生活相談員
常勤(人)	非常勤(人)		
短期入所生活介護従事者人数	常勤(人)		
非常勤(人)			
常勤換算後の人数(人)			
常勤		機能訓練指導員	介護職員
非常勤		専従	看護職員
◎設備に関する基準の確認に必要な事項			
居室1室あたりの最大定員		人	
利用者1人あたりの最小床面積		m ²	
食堂と機能訓練室の合計面積		m ²	
廊下片廊下の幅		m	
中廊下の幅		m	
建物の構造		□耐火建築物	□準耐火建築物
本体施設の入所・入院定員	人	短期入所利用定員	人
添付書類	別添のとおり		

備考 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか、または別葉に記載した書類を添付してください。

2 本様式は、本体施設が特別養護老人ホーム以外の場合であって、本体施設と一体的に運営が行われる事業所であるときに使用してください。

3 管理者の兼務については、添付資料にて確認可能な場合は記載を省略することができます。

記載例

付表 8-1 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業所の指定に係る
記載事項(単独型)

事業所所在地	フリガナ 名 称 所在地			タニキニュウショセイカツカイゴジギョウショ レイカディア 短期入所生活介護事業所 レイカディア (郵便番号525-△△△△) 滋賀県草津市草津三丁目△△-△△		
連絡先	電話番号 Email	077-562-△△△△ 077-562-△△△△	FAX 番号	077-562-△△△△	(郵便番号 住所)	528-△△△△ 甲賀市水口町水口△△△△
管理者	氏 名 生年月日	シリ タロウ 滋賀 太郎 昭和〇年〇月〇日	住 所	管理 者 兼務する職種 および勤務時間等	管理 者 同一敷地内他の事業所または 施設の従業者との兼務 (兼務の場合記入)	主な診療科名 内科、外科 主な診療科名 歯科 主な診療科名 主な診療科名
協力医療機関	名称 名称	レイカディア病院 元気長寿診療所	医 師	生活相談員	看護職員	介護職員
◎該施設における従業者の配置必要事項						
従業者の職種・員数	専従 非常勤(人)	兼務 常勤換算後の人數(人)	専従 非常勤(人)	兼務 常勤換算後の人數(人)	専従 非常勤(人)	兼務 常勤換算後の人數(人)
	1		1	1.0	2	4
					5	6.3
◎該施設における従業者の配置必要事項	栄養士 常勤(人)	機能訓練指導員 非常勤(人)	専従 常勤(人)	兼務 非常勤(人)	専従 常勤(人)	兼務 常勤(人)
			1	2		
居室1室あたりの最大定員	居室利用者1人あたりの最小床面積			65m ²		
食堂と機能訓練室の合計面積	片廊下の幅			1.8m		
廊下中廊下の幅	建物の構造			2.7m		
利用定員	<input checked="" type="checkbox"/> 耐火建築物			<input type="checkbox"/> 準耐火建築物 <input type="checkbox"/> その他		
添付書類	別添のとおり					

備考 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか、または別表に記載した書類を添付してください。

2 管理者の兼務については、添付資料にて確認可能な場合は記載を省略することが可能です。

別添

(短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)

指定(許可)申請に係る添付書類一覧

□受付番号

主たる事業所・施設の名称

番号	添付書類	申請する事業・施設の種類		備考
		短期入所生活介護	介護予防短期入所生活介護	
1	申請者の登記事項証明書または条例等			
2	従業者の勤務体制および勤務形態一覧表			
3	事業所の平面図			
4	事業所の居室面積等一覧表			
5	設備・備品等一覧表			
6	*重要事項説明書も添付すること			
7	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要			
8	協力医療機関(協力歯科医療機関)との契約の内容			
9	従業者の資格証等の写し			
10	従業員の雇用契約書の写し			
11	誓約書			
12	その他関係書類(事業所および関連する事業所の組織図、不動産の登記事項証明書・賃貸借契約書の写し等) ※その他の関係書類については、指定の手引きに記載の「指定申請書類」を参照			

注1 「受付番号」欄は、記入しないでください。

2 該当欄に「○」を付してください。

3 指定更新申請にあたっては、「雇用契約の写し」を省略できます。
なお、要介護と介護予防の両サービスの指定を受けける場合や指定更新申請が同時期となる場合にあつては、添付書類のうち、重複する書類について省略できます。

4 特養併設型の新規および更新申請にあつては、特養と重複する書類は省略できます。

生活相談員 経歴書

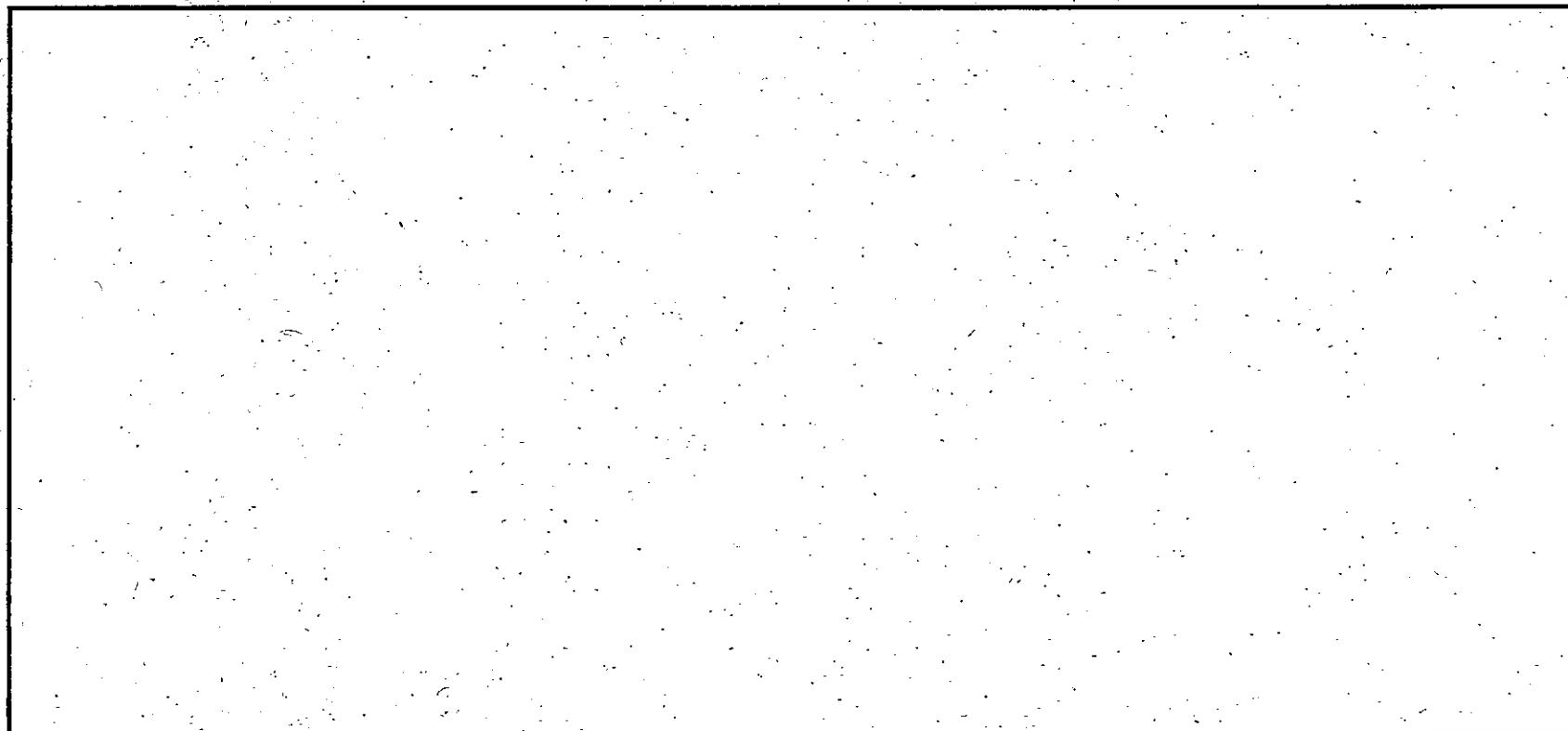
事業所または施設の名称 カナ	オウミ ハナコ	短期入所生活介護事業所 レイカディア
氏名	近江 花子	生年月日 (郵便番号) ○年 ○月 ○日
住所	(520-△△△△) 滋賀県大津市京町△△△△	
主な職歴等		
年 月～年 月	勤務先等	職務内容
平成10年4月～ 平成 20 年 3 月	レイカディア推進協会	介護職員
平成 20 年 4 月～ 平成 30 年 3 月	元気長寿福祉協会	介護職員 管理者(平成 25 年～)
職務に関連する資格		
資格の種類	資 格 取 得 年 月	
社会福祉主任用資格 介護福祉士	平成 10 年 3 月 平成 20 年 3 月	
備考(研修等の受講の状況等)		

備考

- 1 標題には、「サービス提供責任者」、「生活相談員」等と記入してください。
- 2 住所は、自宅のものを記入してください。

平面图
(参考模式2)

事業所・施設の名称



- 備考 1. 必ず本様式に沿うる、各室の用途が大体面積の分からずの立ち札、既存の平面図等をもと提出箇所にて差し支えられ。
2. 各室の用途が大体面積を記載して下さい。
3. 当該事業の専用部分と他の共用部分を色分けする等使用關係を分明に示して下さい。

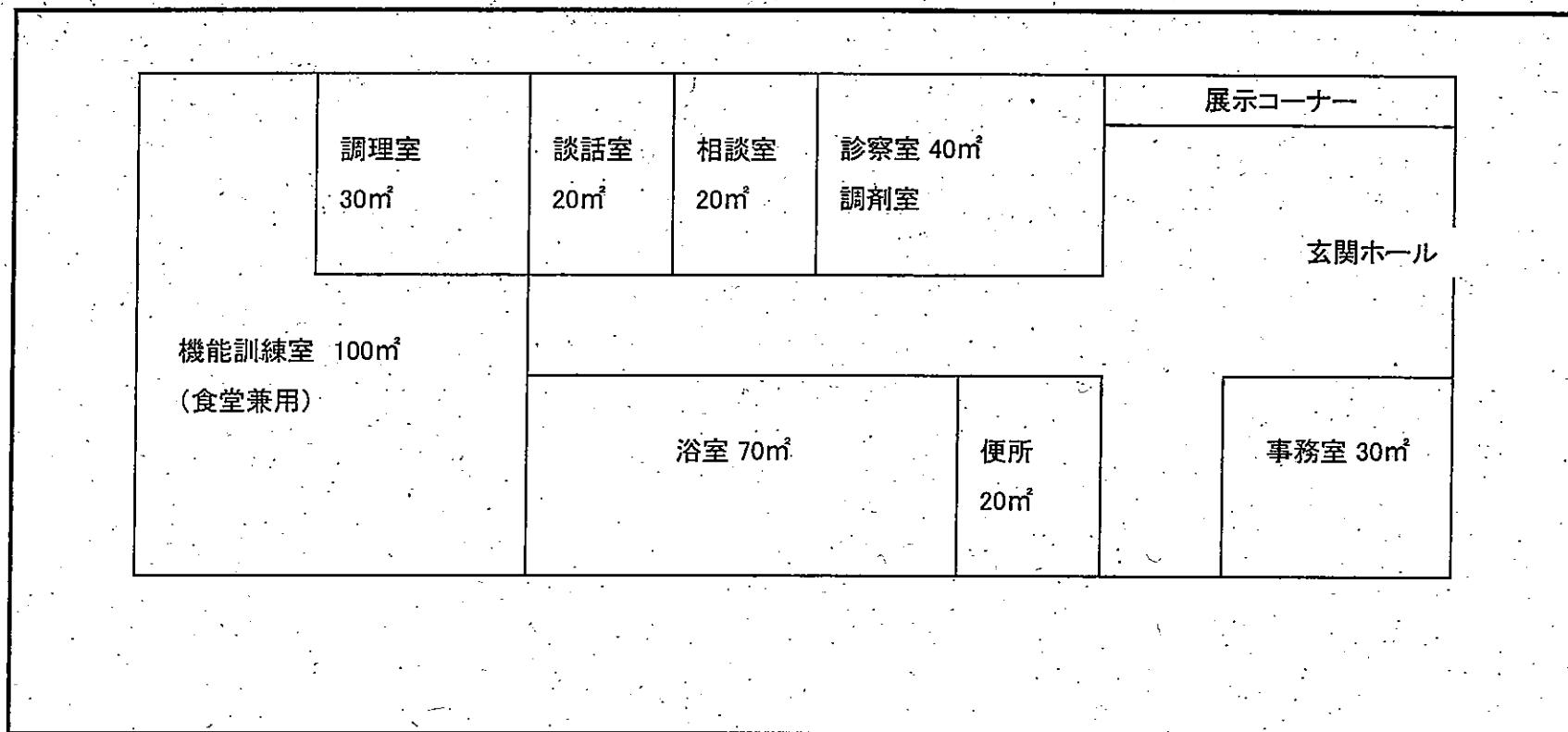
(参考様式2)

平面図

記載例

事業所・施設の名称

短期入所生活介護事業所 レイカディア



- 備考 1 必ずしも本様式によらず、各室の用途および面積の分かるものであれば、既存の平面図等をもって提出書類として差し支えありません。
- 2 各室の用途および面積を記載してください。
- 3 当該事業の専用部分と他との共用部分を色分けする等使用関係を分かり易く表示してください。

事業所名 ()

第一回転率 ()

(参考様式 2-2)

部屋の種類		座敷	面積	席数	面積	座敷	面積	座敷	面積	合計	(居室・寮兼室) 1室の 座敷
部屋階	() 階	() 階	() 階	() 席	() 面積	() 階	() 席	() 階	() 面積	() 席	() 面積
部屋下の階	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
中廊下の階	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
上階下の階	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
上階上の階	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
下階上の階	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
下階下の階	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
共用事務施設又は事業所名 ()											

1. 開業準備書(規定の記入欄を記入する)、設置階(1階又は2階)、
2. 居室・寮兼室(1室の面積)、
3. 「1人あたり面積」(計算式必要床面積()内に記入する)、
4. 部屋の種類()、会員数・面積記入欄()、()内に記入する),
5. 他の施設又は事業所が用いる「備考欄」(「共用」又は「備考欄」欄に記入する),
6. 同一の事業所又は施設で他の部屋又は施設用の「備考欄」(「OO室又は用」欄に記入する),
7. 設置場所()。

(参考様式3)

事業所の設備等に係る項目一覧表

事業所名()

部屋・設備の種類	サービス種類()	設備基準上適合すべき項目についての実態	適合の可否
サービス提供上配慮すべき設備の概要			
居室			
浴室			
便所 洗面所 常夜灯 階段傾斜			
消防設備その他			
傾斜路			
非常災害設備等			

注

- 申請するサービス種類に関する限り、基準省令で定められた設備基準上適合すべき項目のうち、[事業所の階層別施設一覧表]に記載した項目以外の事項について記載してください。
- 必要に応じて写真等を添付し、その旨を合わせて記載してください。
- 「適合の可否」欄には、何も記載しないでください。

記章例

(参考様式3)

事業所の設備等に係る項目一覧表
サービス種類（
事業所名（

部屋・設備の種類 サービス提供上配慮すべき設備の概要	設備基準上適合すべき項目についての実態	適合の可否
居室	日照・採光・換気、保健衛生・防災等への考慮 各室の南側に窓を設置し、日照・採光を確保している 各室に換気扇を設置するとともに、雨天や気温の低い日以外は、1日に2回程度窓を開けて換気している 常に施設内外を清潔に保つとともに、年1回以上大掃除を行う。	
浴室	1以上の出入り口は、避難上有効な空き地、廊下または広間に直接面している 身体の不自由な者の入浴に適しているか 床にすべりにくい材質を使用し、手すりを各所に設置している。（別添写真のとおり）	
便所 洗面所 常夜灯 階段傾斜	省略	
消防設備その他	非常災害に際して、必要な設備が設置しているか スプリンクラーを設置している	
傾斜路	略	
非常災害設備等	平屋建てのため、不要	

注

- 申請するサービス種類に開いて、基準法令で定められた設備基準上適合すべき項目のうち、「事業所の部屋別施設一覧表」に記載した項目以外の事項について記載してください。
- 必要に応じて写真等を添付し、その旨を合わせて記載してください。
- 「適合の可否」欄には、何も記載しないでください。

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所または施設名	
申請するサービス種類	

措置の概要

1 利用者からの相談または苦情等に対応する常設の窓口(連絡先)、担当者の設置

2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

3 その他参考事項

備考 上の事項は例示であり、これにかかわらず苦情処理に係る対応方針を具体的に記してください。

記載例**(参考様式4) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要**

事業所または施設名	短期入所生活介護事業所 レイカディア
申請するサービス種類	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護

措置の概要	
1 利用者からの相談または苦情等に対応する常設の窓口(連絡先)、担当者の設置 相談・苦情に対する常設の窓口として、相談担当者を配置する。 また、担当者が不在の時は、基本的な事項については、誰でも対応できるよう体制を整えるなどともに、事後に担当者が責任をもつて対応する。	(担当者) 滋賀 太郎 (連絡先) 電話番号 077-562-△△△△△ ファックス番号 077-562-△△△△△

2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

苦情があつた場合には、直ちに担当者が利用者に連絡を取り、直接訪問するなどして、詳しい事情を聞くとともに、当該利用者の担当者からも事情を確認する。
苦情処理については、検討結果等に基づき、できるかぎり速やかに利用者に対する対応を行う。
苦情の内容、処理結果について記録した上、台帳に保管し、再発防止に役立てる。
苦情の内容によつては、行政窓口等を紹介する。

○○市介護保険担当課 電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇
滋賀県国民健康保険団体連合会 電話番号 ▲▲-〇〇〇〇

3 その他参考事項

(例)

- ・苦情処理マニュアルを作成し、勉強会を通じて職員に徹底する。
- ・職員に遭遇に関する研修を年2回程度実施する。

備考 上の事項は例示であり、これにかかわらず苦情処理に係る対応方針を具体的に記してください。

誓約書

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

申請者
(名称)

(代表者の職名、氏名)

印

申請者が別紙のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

別紙①：居宅サービス事業所向け
別紙②：介護老人福祉施設向け
別紙③：介護老人保健施設向け
別紙④：介護医療院向け
別紙⑤：介護予防サービス事業所向け

(該当〇)

(別紙①) 居宅サービス事業所向け

介護保険法第70条第2項

一 申請者が都道府県の条例で定める者でないとき。
二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第七十四条第一項の都道府県の条例で定める標準及び同項の都道府県の条例で定める

員数を満たしていないとき。

三 申請者が、第七十条第二項に規定する指定居宅サービス事業の認可及び登録に係る標準を満たすことができるとき。

四 申請者が、この法その他の国民の保健医療苦しくは福祉に関する法律で定める者であるとき。
五 申請者が、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五の二 申請者が、社会保険料の支拂いを受けることのあるものに係る居宅サービス事業の認可及び登録をすることができるとき。

五の三 申請者が、社会保険料の支拂いを受けることのあるものに係る居宅サービス事業の認可及び登録をすることができるとき。

五の四 申請者が、社会保険料の支拂いを受けることのあるものに係る居宅サービス事業の認可及び登録をすることができるとき。

五の五 申請者が、社会保険料の支拂いを受けることのあるものに係る居宅サービス事業の認可及び登録をすることができるとき。

六 申請者が、社会保険料の支拂いを受けることのあるものに係る居宅サービス事業の認可及び登録をすることができるとき。

六の二 申請者が、社会保険料の支拂いを受けることのあるものに係る居宅サービス事業の認可及び登録をすることができるとき。

六の三 申請者が、社会保険料の支拂いを受けることのあるものに係る居宅サービス事業の認可及び登録をすることができるとき。

七 申請者が、社会保険料の支拂いを受けることのあるものに係る居宅サービス事業の認可及び登録をすることができるとき。

八 申請者が、社会保険料の支拂いを受けることのあるものに係る居宅サービス事業の認可及び登録をすることができるとき。

九 申請者が、社会保険料の支拂いを受けることのあるものに係る居宅サービス事業の認可及び登録をすることができるとき。

十 申請者が、社会保険料の支拂いを受けることのあるものに係る居宅サービス事業の認可及び登録をすることができるとき。

十一 申請者が、社会保険料の支拂いを受けることのあるものに係る居宅サービス事業の認可及び登録をすることができるとき。

十二 申請者が、社会保険料の支拂いを受けることのあるものに係る居宅サービス事業の認可及び登録をすることができるとき。

(別紙⑤)介護予防サービス事業所(向け)

介護保険法第115条の2第2項

- 一 申請者が都道府県の条例で定める者でないとき。
- 二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び経験並びに人員が、第百十五条の四第一項の都道府県の条例で定める基準を満たしていないとき。
- 三 申請者が、第百十五条の四第二項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的支援の方法に関する基準に基づって運営する介護予防サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。
- 四 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けた後又は執行を受けたものに該当する者であるとき。
- 五 申請者が、この法律その他個人の保健医療若しくは福祉に関する法律で定めるものに該当する者であるとき。
又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 六 申請者が、労働に関する法律の規定であつて法令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 七 申請者が、労働に関する法律について、当該申請をした日の前日までに、特例義務を定めた法律に基く漏れ込みを受けた日から正當な理由なく三ヶ月以上の期間にわたり、当該漏れ込みを受けた日以後に初期段階到来した保険料等の全てを引き続き納付している者であるとき。
- 八 申請者が、介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く)が、第百十五条の九第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定(介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定を除く)を取り扱われ、その取消しの日から起算して五年を超えて五年を経過しない者(当該指定を取り扱された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による届出があつた日から六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を超えて五年を経過しないものを含み、当該指定を取り扱された者が法人でない事業所である場合においては、当該取消しの日から起算して五年を超えて五年を経過しないものを含む)であるとき。ただし、当該取消しがあつた日前六十日以内に当該事業所の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を超えて五年を経過しないものを含む)であるとき。また、当該指定の取消しが、指定介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事業所に關して当該指定介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととするものと認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 九 申請者が、介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く)が、第百十五条の九第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定を取り扱われ、その取消しの日から起算して五年を超えて五年を経過しない者(当該指定を取り扱された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による届出があつた日から六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を超えて五年を経過しないものを含み、当該指定を取り扱された者が法人でない事業所である場合においては、当該取消しの日から起算して五年を超えて五年を経過しないものを含む)であるとき。ただし、当該取消しが、指定介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該指定の取消しが、指定介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事業所に關して当該指定介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととするものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 十 申請者が、第百十五条の九第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定を取り扱われ、その取消しの日から起算して五年を超えて五年を経過しない者(当該指定を取り扱された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による届出があつた日から六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を超えて五年を経過しないものを含み、当該指定を取り扱された者が法人でない事業所である場合においては、当該取消しの日から起算して五年を超えて五年を経過しないものを含む)であるとき。ただし、当該取消しが、指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く)が、法人で、その役員等のうちに第四号から第六号まで又は第七号から前号までのいずれかに該当するものであるとき。
- 十一 申請者が、介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く)が、法人でない事業所で、その管理者が第四号から第五号まで又は第七号から第六号までのいずれかに該当する者であるとき。
- 十二 申請者が、介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く)が、法人でない事業所で、その管理者が第四号から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者であるとき。

変更届出書

(宛先)
滋賀県知事住所 (所在地)
開設者 氏名(名称および代表者氏名)
(名称および代表者氏名)

印

年 月 日

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

介護保険事業所番号	
名称	所在地
指定内容を変更した事業所等	
サービスの種類	年 月 日
変更がされた事項(該当に○)	年 月 日
事業所(施設)の名称	(変更前)
事業所(施設)の所在地	
申請者の名称	
主たる事務所の所在地	
代表者(開設者)の氏名、生年月日および住所	
登記事項証明書・条例等 (当該事業に関するものに限る。)	
事業所(施設)の建物の構造、専用区画等	
備品・訪問入浴介護事業および介護医療事業	
事業所(施設)の管理者の氏名、生年月日及び住所 (介護老人保健施設および介護医療院は、事前に承認を受ける。)	
サービス提供責任者の氏名、生年月日、住所および経歴	
運営規程	
協力医療機関(病院)・協力歯科医療機関	
事業所の種別	(変更後)
提供する居宅療養管理指導の種類	
事業実施形態 (本体施設が特別養護老人ホームの場合の 単独型・空床利用型・併設型の別)	
利用者、入所者または入院患者の定員	
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等 との連携 支援体制	
福祉用具の保管・消毒方法 (委託している場合にあつては、委託先の状況)	
併設施設の状況等	
介護支援専門員の氏名およびその登録番号	

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

2 変更内容が分かる書類を添付してください。

変更届出書

変更の生じた日から10日以内
に届け出してください。

申請は法人のみ可能です。
必ず法人名で申請してください。

(宛先)

滋賀県知事

開設者

住所 滋賀県大津市京町四十目××

(所在地) 株式会社 レイカディア

印

氏名 代表取締役 ○○○○○

(名称および代表者氏名)

年 月 日

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

指定内容を変更した事業所等		介護保険事業所番号 2 5 1 2 3 4 5 6 7 *
サービスの種類		名称 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護
変更があつた事項(該当に○)		変更年月日 ○年○月○日
事業所(施設)の名称		(変更前) 必ず変更の生じるサービスの種類を記載してください
申請者の名称		事業所(施設)の所在地
主たる事務所の所在地		所在地 草津市草津三丁目××-××
代表者(開設者)の氏名、生年月日および住所		管理者 〇〇〇〇
登記事項証明書・条例等		
(当該事業所該当する箇所に○をつけてください)		
事業所(施設)の管理者の氏名、生年月日及び住所		
○(介護老人保健施設および介護医療院は、事前に承認を受ける。)		
サービス提供責任者の氏名、生年月日、住所および経歴		
運営規程		
協力医療機関(病院)・協力歯科医療機関		
事業所の種別		
提供する居宅療養管理指導の種類		
事業実施形態		
(本体施設が特別養護老人ホームの場合の 単独型・空床利用型・併設型の別)		
利用者、入所者または入院患者の定員		管理者 △△△△
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等 との連携・支援体制		
福祉用具の保管・消毒方法 (委託している場合にあつては、委託先の状況)		※ 運営規程の変更の場合は、変更の概要を簡潔にご記載ください。
併設施設の状況等		
介護支援専門員の氏名およびその登録番号		
注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4判4番とします。		
2 変更内容が分かる書類を添付してください。		

再開届出書

日 月 年

(宛先)

滋賀県知事

住所

開設者 (所在地)

氏名

(印)

(名称および代表者氏名)

次のとおり事業を再開しましたので届け出ます。

	介護保険事業所番号	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□														
再開した事業所	名称																												
サービスの種類																													
再開した年月日																													
	年	月	日																										

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4番とします。

2 事業の再開に係る届出にあつては、従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1)を添付してください。

廃止・休止届出書

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事開設者
(住所
氏名
(名称および代表者氏名)

(印)

次のとおり事業を廃止(休止)するので届け出ます。

介護保険事業所番号	
名称	
廃止(休止)する事業所	所在地
サービスの種類	
廃止・休止の別	廃止 休止
廃止・休止する年月日	年 月 日
廃止・休止する理由	
現にサービスまたは支援を受けている者に対する措置	
休止予定期間	休止日 ~ 年 月 日

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とします。

2 廃止または休止する日の1ヶ月前までに届け出でください。

滋賀県知事 殿

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書<指定事業者用>

所在地
所名

このことについて、関係書類を添えて以下のとおり届け出ます。

年 月 日

印

事業所所在市町村番号

フリガナ 名			
届出者 主たる事務所の所在地	(郵便番号	—	— (都県) (市町村) (ビルの名称等)
連絡先 代表者の職・氏名	電話番号		法人所属廳 職名
代表者の住所	(郵便番号	—	— 姓名 都県 市町村)
事業所・施設の名称 所在地			
主たる事業所・施設の 所在地	(郵便番号	—	— 都県 市町村)
連絡先 主たる事業所の所在地以外の場所 で一部実施する場合の出張所等の 所在地	(郵便番号	—	— 都県 市町村)
連絡先 管理者の氏名	電話番号		FAX番号
管理者の住所	(郵便番号	—	— 都県 市町村)
同一所在地において行う 事業等の種類	実施 事業	指定(許可)	異動等の区分
訪問介護			新規 2変更 3終了 (※変更の場合)
訪問入浴介護			1新規 2変更 3終了
訪問看護			1新規 2変更 3終了
訪問ハーテーション			1新規 2変更 3終了
居宅療養管理指導			1新規 2変更 3終了
通所介護			1新規 2変更 3終了
通所ハーテーション			1新規 2変更 3終了
短期入所生活介護			1新規 2変更 3終了
短期入所療養介護			1新規 2変更 3終了
特定施設入居者生活介護			1新規 2変更 3終了
福祉用具貸与			1新規 2変更 3終了
介護予防訪問入浴介護			1新規 2変更 3終了
介護予防訪問看護			1新規 2変更 3終了
介護予防訪問ハーテーション			1新規 2変更 3終了
介護予防居宅療養管理指導			1新規 2変更 3終了
介護予防通所ハーテーション			1新規 2変更 3終了
介護予防短期入所生活介護			1新規 2変更 3終了
介護予防短期入所療養介護			1新規 2変更 3終了
介護予防治施設入居者生活介護			1新規 2変更 3終了
介護予防福祉用具貸与			1新規 2変更 3終了
介護老人福祉施設			1新規 2変更 3終了
施設 介護老人保健施設			1新規 2変更 3終了
介護療養型医療施設			1新規 2変更 3終了
介護医療院			1新規 2変更 3終了
介護保険事業所番号			
医療機関コード等	変更前	変更後	
特記事項	關係書類 別添のとおり		

備考1 「受付番号」「事業所所在市町村番号」欄には記載しないでください。
 備考2 「法人の種別」「株式会社」「有限公司」「有限会社」等の別を記入してください。
 「社会福祉法人」「医療法人」「財団法人」「財団法人」の名称を記載してください。

3 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
 実施事業」欄は、該当する欄に「○」を記入してください。

4 「実施事業の区分」欄には、今回届出を行つう事業所・施設について該当する数字に「○」を記入してください。
 「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる項目を記載してください。

5 「異動項目」欄には、「別紙1-2」「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」に記載してください。
 6 人員配置区分、その他該当する体制等、割引)を記載してください。

7 「特記事項」欄には、異動の状況について具体的に記載してください。

8 「特記事項」欄には、全ての出張所等の所在地について記載してください。

(別紙1)

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援)

事業所番号							
-------	--	--	--	--	--	--	--

提供サービス	施設等の区分	人員配置区分	そ の 他 該 当 す る 体 制 等	LIFEへの登録	割引
各サービス共通			地域区分 1. 1級地 6. 2級地 7. 3級地 2. 4級地 3. 5級地 4. 6級地 9. 7級地 5. その他		
11 訪問介護	1. 身体介護 2. 生活援助 3. 通院等乗降介助		定期巡回・随時対応サービスに関する状況 1. 定期巡回の指定を受けていない 2. 定期巡回の指定を受けている 3. 定期巡回の整備計画がある	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり
			特定事業所加算(V以外) 1. なし 2 加算I 3 加算II 4 加算III 5 加算IV		
			特定事業所加算V 1. なし 2 あり		
			共生型サービスの提供 (居宅介護事業所) 1. なし 2 あり		
			共生型サービスの提供 (重度訪問介護事業所) 1. なし 2 あり		
			特別地域加算 1. なし 2 あり		
			中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況) 1. 非該当 2 該当		
			中山間地域等における小規模事業所加算(規模に関する状況) 1. 非該当 2 該当		
			認知症専門ケア加算 1. なし 2 加算I 3 加算II		
			介護職員待遇改善加算 1. なし 6. 加算I 5. 加算II 2. 加算III 3. 加算IV 4. 加算V		
			介護職員等特定待遇改善加算 1. なし 2 加算I 3 加算II		
			特別地域加算 1. なし 2 あり		
			中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況) 1. 非該当 2 該当		
12 訪問入浴介護			中山間地域等における小規模事業所加算(規模に関する状況) 1. 非該当 2 該当		
			認知症専門ケア加算 1. なし 2 加算I 3 加算II		
			サービス提供体制強化加算 1. なし 4 加算I 3 加算II 5. 加算III		
			介護職員待遇改善加算 1. なし 6. 加算I 5. 加算II 2. 加算III 3. 加算IV 4. 加算V		
			介護職員等特定待遇改善加算 1. なし 2 加算I 3 加算II		
			特別地域加算 1. なし 2 あり	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり

1. 食ル 2. 飲ル 1. 食ル 2. 飲ル	21. 総務人所生活介護 単職型・栄養型 併設型・栄養型	4. 34	
介護員の次見口と予算算定の状況 1. 基準型 6. 水準型 1. 食ル 2. 飲ル 3. 介護職員	生活相談員配慮等計算 1. 食ル 2. 飲ル 生活機能向上支援計算 1. 食ル 3. 加算Ⅰ・2. 加算Ⅱ 機能訓練指導体制 1. 食ル 2. 飲ル 回復訓練実績体制 1. 食ル 2. 飲ル 看護床側加算Ⅰ又はⅢ 1. 食ル 2. 加算Ⅰ・3. 加算Ⅲ 医療連携強化加算 1. 食ル 2. 飲ル 施設人口一人の要人 1. 食ル 2. 飲ル 介護職員配置加算 1. 食ル 2. 加算Ⅰ・3. 加算Ⅳ 医療連絡強化加算 1. 食ル 2. 飲ル 施設外側 1. 食ル不可 2. 飲ル可 寮生代謝 1. 食ル 2. 飲ル 寮費食 1. 食ル 2. 飲ル (单数型) 1. 食ル 6. 加算Ⅰ・5. 加算Ⅱ・7. 加算Ⅲ (複数型 質別型) 1. 食ル 6. 加算Ⅰ・5. 加算Ⅱ・7. 加算Ⅲ 銀扣金算用箇所加算 1. 食ル 2. 飲ル 銀扣金支拂 1. 食ル 2. 飲ル (併設型) 1. 食ル 6. 加算Ⅰ・5. 加算Ⅱ・7. 加算Ⅲ 計一式入損失体制強化加算 1. 食ル 2. 飲ル 計一式入損失体制強化加算 1. 食ル 6. 加算Ⅰ・5. 加算Ⅱ・7. 加算Ⅲ 併設型本体施設口付介護職員等特 定施設改修改善加算Ⅰ①届出状況 1. 食ル 2. 飲ル 介護職員見習改善計算 1. 食ル 6. 加算Ⅰ・5. 加算Ⅱ・2. 加算Ⅲ・3. 加算Ⅳ 介護職員特定見習改善計算 1. 食ル 2. 飲ル 1-5		

(別紙1-2)

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（介護予防サービス）

事業所番号							
-------	--	--	--	--	--	--	--

提供サービス	施設等の区分	人員配置区分	そ の 他	該 当 す る 体 制 等	LIFEへの登録	割引
各サービス共通			地域区分	1 1級地 6 2級地 7 3級地 2 4級地 3 5級地 4 6級地 9 7級地 5 その他		
62 介護予防訪問入浴介護			特別地域加算	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり
			中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当 2 該当		
			中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1 非該当 2 該当		
			認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ		
			サービス提供体制強化加算	1 なし 4 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 5 加算Ⅲ		
			介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ		
			介護職員等特定処遇改善加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ		
63 介護予防訪問看護	1 訪問看護ステーション 2 病院又は診療所		特別地域加算	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	
			中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当 2 該当		
			中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1 非該当 2 該当		
			緊急時介護予防訪問看護加算	1 なし 2 あり		
			特別管理体制	1 対応不可 2 対応可		
			看護体制強化加算	1 なし 2 あり		
			サービス提供体制強化加算	1 なし 3 加算Ⅰ 4 加算Ⅱ		
64 介護予防訪問リハビリテーション	1 病院又は診療所 2 介護老人保健施設 3 介護医療院		特別地域加算	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	
			中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当 2 該当		
			中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1 非該当 2 該当		
			事業所評価加算〔申出〕の有無	1 なし 2 あり		
			サービス提供体制強化加算	1 なし 3 加算Ⅰ 4 加算Ⅱ		
			特別地域加算	1 なし 2 あり		
			中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当 2 該当		
34 介護予防居宅療養管理指導			中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1 非該当 2 該当	1 なし 2 あり	

看護体制加算に係る届出書
(短期入所生活介護事業所)

事業所名					
異動等区分	1 新規 2 変更 3 終了				
届出項目	1 看護体制加算(Ⅰ) 3 看護体制加算(Ⅲ) 5 看護体制加算(Ⅳ)	2 看護体制加算(Ⅱ) 4 看護体制加算(Ⅴ) 6 看護体制加算(Ⅵ)	イ	ロ	ウ

看護体制加算に係る届出内容

定員及び利用者数の状況

定員	人	利用者数	人
----	---	------	---

看護職員の状況

看護師	常勤	人
看護職員(看護師・准看護師)	常勤換算	人

連携する病院・診療所・訪問看護ステーション

病院・診療所・訪問看護ステーション名	事業所番号

24時間常時連絡できる体制を整備している。

有・無

中重度者の受入状況

[前年度・前三月]における([]あるいはそれかに○を付ける)利用者の総数のうち、要介護3、要介護4又は要介護5の利用者の割合が70%以上	有・無
---	-----

備考 看護体制について、体制を整備している場合について提出してください。

サービス提供体制強化加算に関する届出書
 (介護予防) 短期入所生活介護、(介護予防) 短期入所療養介護、介護老人福祉施設、介護医療院
 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院

1 事業所名			
2 異動区分	1 新規	2 変更	3 終了
3 施設種別	1 (介護予防) 短期入所生活介護 (ア 単独型 イ 併設型 ウ 空床利用型) 2 (介護予防) 短期入所療養介護 4 地域密着型介護老人福祉施設 6 介護療養型医療施設	3 介護老人保健施設 5 介護医療院	
4 届出項目	1 サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 3 サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	2 サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	

5 介護職員等の状況

(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)

介護福祉士等の状況	①に占める②の割合が80%以上		有 無
	① 介護職員の総数(常勤換算)	人	
	② ①のうち介護福祉士の総数(常勤換算)	人	
又は ①に占める③の割合が35%以上	①のうち勤続年数10年以上の介護福祉士の総数(常勤換算)		有 無
	③ ①のうち勤続年数10年以下の介護福祉士の総数(常勤換算)	人	

※(地域密着型) 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院は記載

サービスの質の向上に資する取組の状況

(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

介護福祉士等の状況	①に占める②の割合が60%以上		有 無
	① 介護職員の総数(常勤換算)	人	

(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

※介護福祉士等の状況、常勤職員の状況、勤続年数の状況のうち、いずれか1つを満たすこと。

介護福祉士等の状況	①に占める②の割合が50%以上		有 無
	① 介護職員の総数(常勤換算)	人	
常勤職員の状況	② ①のうち介護福祉士の総数(常勤換算)		有 無
	① 看護・介護職員の総数(常勤換算)	人	
	② ①のうち常勤の者の総数(常勤換算)	人	
勤続年数の状況	①に占める②の割合が30%以上		有 無
	① サービスを直接提供する者の総数(常勤換算)		
	② ①のうち勤続年数7年以上の者の総数(常勤換算)	人	

備考1 要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあつた場合には、速やかに提出すること。
 備考2 介護老人福祉施設又は地域密着型介護老人福祉施設と(介護予防) 短期入所生活介護において、別の加算を取
 得する場合は、別に本届出書を提出すること。空床利用型の(介護予防) 短期入所生活介護について届け出る
 場合は、本体施設である介護老人福祉施設又は地域密着型介護老人福祉施設における状況を記載すること。

サービス提供体制強化加算算定表
[特定施設入居者生活介護・介護老人保健施設・短期入所療養介護・介護療養型医療施設・介護医療院]

■該当する加算、算定期件の区分にチェックをしてください。

算定期件			記入する項目
加算Ⅰ (右のいずれか)	介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が80%未満(特定施設の場合は70%)以上である		A、B
介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が33%未満(特定施設の場合は25%)以上である		A、C、別表	
加算Ⅱ	介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が60%以上である		A、B
加算Ⅲ (右のいずれか)	介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が50%以上である 看護・介護職員の総数に占める常勤職員の割合が75%以上である 利用者に直接サービス提供を行う職員の総数に占める勤続年数7年以上の者の総数が30名以上である		A、B D、E F、G、別表

① 前年度事業実績が6ヶ月以上ある事業所用

介護職員のみ対象		介護・看護職員のみ対象		利用者に直接サービス提供を行なう職員	
常勤換算数 (A)	介護福祉士 常勤換算数 (B)	勤続年数10年以上の 介護福祉士 常勤換算数 (C)	看護・介護職員 常勤換算数 (D)	常勤職員 常勤換算数 (E)	サービス提供を行なう職員 常勤換算数 (F)
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
合計(H)		0		0	
平均(H/実績月数)		0		0	
※G参照					
B/A (%)	C/A (%)	E/D (%)	G/F (%)		

② 前年度事業実績が6ヶ月に満たない事業所・新規事業所用

利用者に直接サービス提供を行なう職員

介護職員のみ対象		介護・看護職員のみ対象		利用者に直接サービス提供を行なう職員			
常勤換算数 (A)	介護福祉士 常勤換算数 (B)	勤続年数10年以上の 介護福祉士 常勤換算数 (C)	看護・介護職員 常勤換算数 (D)	常勤職員 常勤換算数 (E)	サービス提供を行なう職員 常勤換算数 (F)		
月							
月							
月							
合計(G)		0		0		0	
平均(G/3)		0		0		0	
※G参照							
B/A (%)	C/A (%)	E/D (%)	G/F (%)				

注1 職員の割合の算出にあたっては、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く)の平均を用いる。

2 前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業所を開始し、または再開した事業所を含む。)については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いる。ただし、届出を行なった月以降においても、直近3月前の職員の割合につき、毎月業務終了時に所定の割合を下回った場合は、直近3月の割合を算出しなければならない。なお、その割合については、毎月記載するものとし、所定の割合を下回った場合は、直近3月の割合を算出しなければならない。

3 看護・介護職員に係る常勤換算においては、入所者への介護業務(評議作成等)介護を行なうが、請求業務等介護に関わらない業務を除く。に従事している時間を利用しても差し支えない。

4 介護福祉士については、各月の月末時点における勤続年数をいうものとする。

5 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする。

6 利用者に直接サービス提供を行なう職員とは、以下の職員をいうものとする。

特定施設入居者生活介護

介護老人福祉施設・短期入所生活介護

介護老人保健施設・短期入所療養介護

介護療養型医療施設・短期入所療養介護

介護医療院・短期入所療養介護

介護職員、看護職員、生活相談員、機能訓練指導員

介護職員、看護職員、生活相談員、機能訓練指導員

介護職員、看護職員、支援相談員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士

介護職員、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士

介護職員、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士

【介護老人福祉施設・短期入所生活介護】

夜勤職員配置加算算定表

施設種別	算定項目	
介護老人福祉施設	従来型	夜勤職員配置加算(Ⅰ)
	ユニット型	夜勤職員配置加算(Ⅲ)
短期入所生活介護	従来型	夜勤職員配置加算(IV)
	ユニット型	夜勤職員配置加算(V)
夜勤時間帯	午後 時 分	~ 午前 時 分 (16時間)

1. 夜勤職員配置基準

介護老人福祉施設	入所者数(注1)	人
短期入所生活介護	利用者数	人
	計(入所者数等)	人

(注1) 短期入所に地域密着型介護老人福祉施設が併設されている場合も記入すること
※入所者(利用者)数は、当該年度の前年度の平均を用いる。この場合、小数点以下を切り上げること。

<夜勤職員配置基準>

従来型	ユニット型	加算必要数
入所者数等	職員数	
25人以下	1人以上	+ 1人 = □ 人 …①
26人～60人	2人以上	2ユニット毎 [に1人以上]
61人～80人	3人以上	[見守り機器の設置] ※テクノロジーの導入による夜勤職員配置加算に係る届出書を提出すること。
81人～100人	4人以上	+ 0.9人 = □ 人 …②
101人以上	4+(入所者数等- 100)÷25以上	+ 0.6人 = □ 人 …③

※ 短期入所(従来型)と特養(ユニット型)が併設されている場合(逆も同様)は、夜勤職員1人あたりの入所者数等の合計が20人以内であれば業務司。

例) 特養29人(ユニット型・3ユニット)と併設短期入所3人(従来型)の場合、合計入所者数等は32人なので、夜勤職員配置基準は2人以上となる。

2. 1日平均夜勤職員数

計算月の延夜勤時間数 □ 時間 ……(A)

計算月の日数 □ 日 × 16 = 0 時間 ……(B)

1日平均夜勤職員数(A)/(B) = □ 人 ≒ □ 人 (①、②または③)

3. 夜勤職員配置加算(Ⅲ)(Ⅳ)のみ

□ 夜勤時間帯を通じて、看護職員または喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置している(この場合、登録喀痰吸引等事業者として登録している。)。

夜勤職員配置計算定期別別表

【模式参考例】

※夜勤職員配置計算定期別別表の記入上の注意

職種	氏名	延夜勤時間数																															
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
会計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
介護職員		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
介護職員		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
准看護師		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
看護師		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
准看護師		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
介護職員		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
会計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

* 当該時間帯に、申込済(申込済未)の時間帯を複数ルームに記載する。

夜勤:17:00~9:00 → 17:00~9:00の1時間分夜勤時間数

早番:7:00~16:00 → 7:00~9:00の2時間分夜勤時間数

日勤:8:30~17:30 → 8:30~9:00の0.5時間分夜勤時間数

夜勤:7:00~16:00 → 7:00~9:00の2時間分夜勤時間数

早番:9:30~18:30 → 17:00~18:30の1時間30分夜勤時間数

夜勤:17:00~9時迄 → 17:00~9時迄の申込済時間数

(例)夜勤時間帯が17時迄9時迄の場合は

5. 看護職員もしくは介護職員も他の職業者との合算用に記載する時間のみ、夜勤時間帶に重複する時間に20分以上、看護職員もしくは介護職員の業務割合に20分以下。

4. 夜勤時間帯の申込済時間、申込済未登録事由の夜勤時間の合計が20分以上。なお、申込済時間帯を既定で100分以上設定する場合。

3. 看護時間と計算出する時間との合計、施設内併用事由の時間と位置する5か時間以上、時間外扶養料金適用区分の合計。

2. 日付の横に付、夜勤時間帶に既定事由又は混合事由又は混合事由未登録事由の場合は、单位時間帯に20分。

1. 一部(二つ以上の既定事由)を複数持つ場合、二つ以上の既定事由を複数持つ場合は、別々に記入して下さい。

テクノロジーの導入による夜勤職員配置加算に係る届出書

事業所名		
異動等区分	1 新規 2 変更 3 終了	
施設種別	1 介護老人福祉施設 3 短期入所生活介護	2 地域密着型介護老人福祉施設

以下について、該当する届出項目における必要事項を記載すること。

配置要件① 最低基準に加えて配置する人員が「0.9人配置」

① 入所(利用)者数 人

② 見守り機器を導入して見守りを行っている対象者数 人

③ ①に占める②の割合 %

→ 10%以上 有・無

④ 導入機器

名 称

製造事業者

用 途

⑤ 導入機器の継続的な使用(9週間以上)

有・無

⑥ 導入機器を安全かつ有効に活用するための委員会における、ヒヤリハット、介護事故が減少していることの確認、必要な分析・検討等

有・無

配置要件② 最低基準に加えて配置する人員が「0.6人配置」

① 入所(利用)者全員に見守り機器を使用 有・無

② 夜勤職員全員がインカム等のICUを使用 有・無

③ 導入機器

名 称

製造事業者

用 途

④ 利用者の安全やケアの質の確保、職員の負担の軽減を図るため、以下のすべての項目について、テクノロジー導入後、少なくとも3か月以上実施

i 利用者の安全やケアの質の確保、職員の負担を軽減するための委員会の設置 有・無

ii 職員に対する十分な休憩時間の確保等の勤務・雇用条件への配慮 有・無

iii 機器の不具合の定期チェックの実施(メーカーとの連携を含む) 有・無

iv 職員に対するテクノロジー活用に関する教育の実施 有・無

v 夜間の訪室が必要な利用者に対する訪室の個別実施 有・無

vi ④iの委員会で安全体制やケアの質の確保、職員の負担軽減が図られていることを確認

有・無

備考1 配置要件②については、要件を満たすことが分かる議事概要を提出すること。このほか要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定管理者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

備考2 配置要件②の④iの委員会には、夜勤職員をはじめ実際にケア等を行う多職種の職員が参画すること。

備考3 テクノロジーを導入した場合の介護老人福祉施設の夜間に人員配置基準(従来型)を適用する場合は、当該加算の配置要件②の「0.6人配置」を「0.8人配置」に読み替えるものとする。

従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達または技術的指導 有 無
に係る会議を定期的に開催している。

2 認知症専門ケア加算(II)のみ

④ 認知症介護指導者養成研修修了者等(注8)の配置

認知症介護指導者養成研修修了者等を1名以上配置し、事業所・施設全体の認知症ケアの指導等を実施している。

研修修了者等の数	人	有	無

注8：認知症介護指導者養成研修修了者等とは、認知症介護指導者養成研修の他、日本看護協会が認定する認知症看護の研修、看護系大学院の「老人看護」および「精神看護」の専門看護師教育課程の修了者、精神科認定看護師を指す。

⑤ 認知症ケアに関する研修の実施

事業所・施設の介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施または実施を予定している。

有	無
---	---

*届出の際の添付書類

- 勤務体制及び勤務形態一覧表（算定を開始する月の勤務予定表）
- ②の認知症介護実践リーダー研修等の修了証・資格書の写し
- ④の認知症介護指導者養成研修等の修了証・資格書の写し

「介護サービス情報の公表」制度について

1 「介護サービス情報の公表」制度とは

介護保険法の規定による「介護サービス情報の公表」制度は、介護サービスの質の向上や、利用者自らがサービス提供事業者を適切に選択できるシステムを構築するため、平成18年4月から実施されています。介護サービス事業者は、利用者が適切な介護サービス事業者を選択するためには必要な情報を、介護サービスの提供を開始しようとするとときおよび年1回、都道府県へ報告することが義務づけられ、その情報を都道府県で公表することとされています。

2 対象となる介護サービス

以下の介護サービスを提供する事業者が対象となります。

居宅介護支援、訪問介護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護(予防を含む)

訪問看護(予防を含む)、訪問リハビリ(予防を含む)、通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護(予防を含む)、通所リハビリ(予防を含む)、介護老人福祉施設、短期入所生活介護(予防を含む)、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

介護老人保健施設、介護療養型医療施設(定員が8人以下のものを除く)、介護医療院

短期入所療養介護(予防を含む)、特定施設入居者生活介護(予防を含む)

地域密着型特定施設入居者生活介護(予防を含む)、特定福祉用具販売(予防を含む)

小規模多機能型居宅介護(予防を含む)、認知症対応型共同生活介護(予防を含む)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス

3 報告義務のある事業者

① 対象となる介護サービスの提供を開始しようとする事業者(新規事業者)

② 基準日までの1年間に100万円を超える介護報酬の支払いを受けた事業者(既存事業者)

※ 報告を怠った場合には、介護保険事業者の指定が取り消されることがあります。

4 報告先・報告の時期

報告・調査・公表については、都道府県が毎年度定める計画により行います。
なお、報告は、県から報告に関する作業依頼通知が届き次第、各事業者がインターネットの専用ホームページを通じて行うこととなります。

5 報告・公表する情報

- ① 新規事業者は、基本情報の報告が必要となります。
- ② 既存事業者は、基本情報と運営情報の報告が必要となります。
- ・ 基本情報とは、事業所の職員体制、利用料金などの基本的な事実情報です。
- ・ 運営情報とは、介護サービスに関するマニュアルの有無、サービス提供内容の記録管理の有無など、各種取組の詳細な情報です。

6 公表の方法

都道府県に報告のあつた情報は、インターネットの専用ホームページを通じて一般に公表されます。また、各事業者は事業所内での掲示や重要事項説明書への添付を行ってください。

7 介護サービス情報の公表制度の仕組み

介護保険の事業者及び施設

<介護サービス情報>

介護サービスの内容及び運営状況に関する情報であつて、要介護者等が適切かつ円滑にして厚生労働省令で定める。

<基本情報>

- 基本的な事実情報
例えは
・事業所の職員の体制
・床面積、機能別構造等の設備
・利用料金、特別な料金
・サービス提供時間、等

<運営情報>

報告調査（公表について都道府県知事が毎年定める計画）により行つ
報告（年1回）

<介護サービス情報をホームページにて公表>

参照・選択

利用者（高齢者、家族、介護支援専門員等） 介護サービス情報に基づく比較検討して、介護保険事業者を選択

※対象となる介護サービスの提供を開始しようとする事業者（新規事業者）は、基本情報の報告。
※毎年定める基準日までの1年間に100万円を超える介護報酬の支払いを受けた事業者（既存事業者）は、
基本情報と運営情報の報告。

8 介護サービス情報の公表システムの利用方法

【機能】介護サービス・住所・名称などからの検索

<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryouhukushi/koureisya/15708.html>

滋賀県介護サービス情報の公表制度

2016年11月30日



【介護サービス情報公表システム】(PDF:3.3MB)

事業所の方で、介護サービス情報の公表制度による報告をされる方におちら。

■ お問い合わせ窓口
滋賀県介護サービス情報の公表制度に関するお問い合わせ窓口

9 問い合わせ先

・滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課

住 所 滋賀県大津市京町四丁目1-1

電 話 077-528-3523 FAX 077-528-4851

<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryouhukushi/koureisya/>

滋賀県のホームページから指定手続き等に必要なデータを入手できます。
<http://www.pref.shiga.lg.jp/>

滋賀県
Shiga Prefecture

一般の方

英語
Foreign Language

車両税の方
Mother Lake 路面課
課税課
課税課



滋賀県
Shiga Prefecture

一般の方　海外の方　車両税の方　Mother Lake 路面課

リクエスト登録

一般の方

文化・スポーツ
消滅生活、防犯交渉資金、お金、バスカードなど暮らしに関する扶助金制度についてです。

健康・医療・福祉

地域医療、施設、保健、高齢者施設などの情報を掲載しています。

ページリンク

文化・スポーツ
文化・スポーツボーナット・国・スポーツ・加入料やワードローブ・スクールズを含むのが新規掲出続いてます。

健康・医療・福祉

子育て・教育
母子手当、子育て支援

環境・自然
資源・環境

防災・危機管理



② 一般の方

新着情報

2009年3月25日 滋賀県は、滋賀県公営住宅が金券についての販売を開始する。この金券は、公営住宅の自己負担額の割合を充当するもので、公営住宅の所有者と賃借人との間で、公営住宅の所有者による賃貸借契約の締結時に発行される。この金券は、公営住宅の所有者が賃貸借契約時に発行される。

健康・医療・福祉

地域医療、施設、保健、高齢者施設

バナー広告

滋賀県
Internet Service

お問い合わせ用紙
お問い合わせ用紙

お問い合わせ用紙

お問い合わせ用紙

お問い合わせ用紙

滋賀県
Internet Service

お問い合わせ用紙
お問い合わせ用紙

お問い合わせ用紙

お問い合わせ用紙

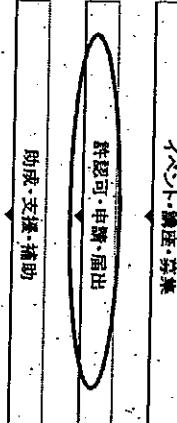
お問い合わせ用紙

高齢者福祉・介護

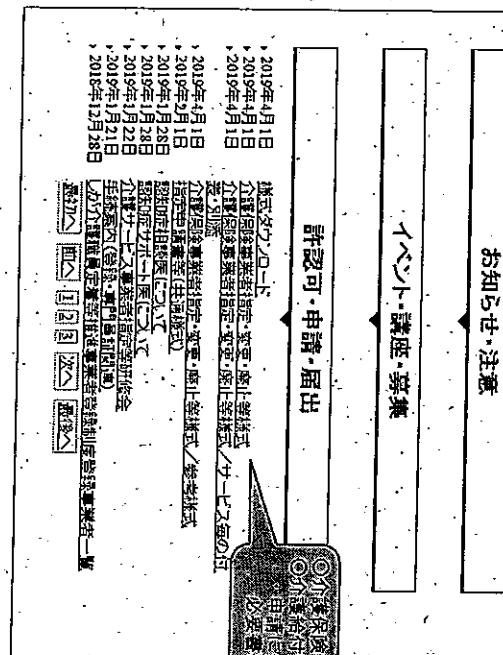
特定のテーマから探す

◆ テーマ
◆ 用途
◆ お知らせ・注意
◆ パンフレット

- ②・健康・医療・福祉
- ・介護
- ・医療
- ・保険
- ・老健・認知症
- ・高齢者福祉・介護
- ・障害福祉
- ・地域福祉



お知らせ・注意



お問い合わせ用紙

お問い合わせ用紙

お問い合わせ用紙

お問い合わせ用紙



・2019年4月1日
・2019年4月1日
・2019年4月1日
・2019年4月1日
・2019年2月1日
・2019年1月28日
・2019年1月22日
・2018年12月28日

「特定のテーマから探す」
「特定のお問い合わせ用紙

・許認可・申請・届出

・イベント・講座・募集

・お問い合わせ用紙

・助成・支援・補助

・お問い合わせ用紙

・お問い合わせ用紙

・お問い合わせ用紙

・お問い合わせ用紙

・お問い合わせ用紙

・お問い合わせ用紙

・お問い合わせ用紙

・お問い合わせ用紙

<指定申請書等の提出先および制度に関する問い合わせ先>

事業所所在 市町名	問い合わせ先	電話番号
大津市	大津市健康保険部介護・保健課 住所:〒520-8575 大津市御陵町3-1 http://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/020/1426/index.html	077-528-2753
草津市 守山市	滋賀県健康医療福祉部 医療福祉推進課 住所:〒520-8577 大津市京町四丁目1-1 http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/Kenkouiryouhukushi/koureisya/	077-528-3523
栗東市 野洲市		
甲賀市	滋賀県甲賀健康福祉事務所 住所:〒528-0005 甲賀市水口町水口6200	0748-63-6111
湖南市		
近江八幡市 東近江市	滋賀県東近江健康福祉事務所 住所:〒527-0023 東近江市八日市緑町8-22	0748-22-1253
日野町 竜王町		
彦根市 愛荘町	滋賀県湖東健康福祉事務所 住所:〒522-0039 彦根市和田町41	0749-21-0281
豊郷町 甲良町 多賀町		
長浜市 米原市	滋賀県湖北健康福祉事務所 住所:〒526-0033 長浜市平方町1152-2	0749-65-6660
高島市	滋賀県高島健康福祉事務所 住所:〒520-1621 高島市今津町今津448-45	0740-22-2505

※地域密着型サービスおよび居宅介護支援については、各市町の担当窓口へお問い合わせ下さい。